

平成26年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成26年 3月 6日（木）9時30分 宣告

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎 2番 池田 賢治 3番 安部 大助 4番 佐々木 雅秀 5番 前田 芳樹 6番 平田 文夫	7番 齋藤 幸廣 8番 小野 昌士 9番 齋藤 昭一 10番 石田 茂春 11番 高宮 陽一 12番 米澤 壽重	13番 遠藤 義光 14番 池田 信博 15番 福田 晃 16番 安部 和子
------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久 副町長 池田 高世偉 教育長 山本 和博 総務課長 大庭 孝久 会計管理者 井川 芳樹 企画財政課長 渡部 誠 税務課長 池田 茂良 町民課長 名越 玲子 福祉課長 阿部 眞澄 保健課長 長田 栄 環境課長 山川 由夫 観光課長 吉田 隆	定住対策課長 八幡 哲 農林水産課長 佐々木 千明 上下水道課長 山崎 龍一 建設課長 井川 善寿 総務学校教育課長 村上 孝三 生涯学習課長 濱田 勉 布施支所長 大上 一郎 五箇支所長 宮本 智幸 都万支所長 田中 秀喜 技術管理担当課長 増原 和彦 行政係長 中村 恒一 財政係長 宇野 慎一
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 23人

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでもありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

6番（平田文夫）

通告しております第一点から進めてまいります。

町長は、施政方針で少しでも多くの対話の機会をもち、町民の皆さんが主役となる“まちづくり”を年頭に職員と一丸となって取り組むと述べられております。

そこで、お伺いいたします。

“まちづくり”とは、小数意見を論破せず、政策をもって理解を深め、住民の皆さんの気持ちを一つにして、将来の「隠岐の島町」に、住民の皆さんが誇りをもてるような“まちづくり”が求められていると思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。今日の一般質問は10名の議員の方々からいただいております。どうかひとつよろしく願いをいたします。

それでは、平田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、第一点目の「町長の“まちづくり”の姿勢について」のご質問でございましたが、町民の皆様方が誇りをもてる“まちづくり”のご質問であります。私は、“まちづくり”というのは、“まち”にかかわる全ての人々がそれぞれの分野における知識や様々な情報を共有しながら、生活を取り巻くあらゆる要素を総合的に検討し、判断し、多角的、協調的、そして継続的な活動を通し真に豊かな暮らしを創造していくことと考えておりました。平成22年度から「集落地域活性化交付金制度」を設け、地域の活性化に向けた取組みを進めてまいりました。

これは、あの震災以降、日本に今もっとも大切なものは“絆”である。また、ソーシャルキャピタル、個々の結びつきを示すソフト概念だそうですが、そういったことが今特に大切であるというように言われておりますが、22年度から取組んでおります交付金制度は、まさにそういった類のものであるというように、私自身は理解をいたしております。

しかしながら、本町におきましては、多くのケースで町民の皆様方の参加が十分かという、まだまだ十分ではないのではないかと、“まち”にかかわります全ての方々の参加、議論を通した“まちづくり”は、これからだということにも考えております。

地域によっては積極的な地域も見受けられますが、全般的にはまだまだこれからだと感じております。“まち”の担い手といたしましてのコミュニティによります継続的な“まちづくり”活動へ積極的なかわりをもていただきたいと、かねがね考えております。

“まちづくり”は、行政だけで確立できるものでなく、町民の皆様、事業所の皆様方がそれぞれの役割と責任をお互いに認識し合い、相互に協力し合いながら議論を重ねていくことが最も重要ではないかとこのように考えております。

従いまして、今後の“まちづくり”につきましては、町民の皆さん、事業所の皆さん、そして行政がそれぞれの立場で必要な知識を身につけ、できる限り多角的に“まちづくり”に

かかわる問題をたずさえ解決をしていくことができるように、行政として取組みを推進してまいりたいとこのように考えておりますので、是非ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

6番（平田文夫）

再質問を行います。

ここに、住民の方から一通のはがきがきております。表題は「暴走する隠岐の島町」文面は、「先日配布された『議会だより』」を読みました。野外音楽のことです。我々島民には“寝耳に水”である、納得できません。町民や議会の知らないところでいろいろなことが決まるのが不愉快です。なぜ、10周年事業を、興行を無理やりつなげるのですか。先に野外音楽ありきの臭いがプンプンします。1億円の興行をなぜ役場がやるんですか、やる必要があるんですか。どうでもしたければ最低限の予算で、合併記念以外でお願いいたします。格調高い10周年を興行で汚さないでください。行政改革、行政改革で10年間も我慢してきた我々町民の心情をきちんと理解してください。10周年で株主たる住民に記念配当でもしてもらいたい気持ちで一杯です。最近の役場は、独断と偏見で暴走しているにしか見えません。今こそ議会の監視こそが必要だと思います。何卒よろしくお願いします。」という文面であります。

冠をつけた“まちづくり”をするならば、説明会をしっかりと住民の意見を聞いて行くべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

このイベントにつきましては、もうすでに3年前から計画が組まれておりまして、昨年に本当はやるような計画もあったようですが、折角やるようなら10周年という年が今年来るものですから、それに併せてやったらどうだということで委員会の方では報告がなされて、ここにきたということでございまして、町民の皆さんに今までそのことは報告してなかったかとは思いますが、そういうことで決して民意に反して暴走するような考え方で対応してきたつもりはないと思っております。

6番（平田文夫）

この問題は、これにて終了させていただきます。

次の二点目の質問は、町長が「広報2月号」で胸を張って掲げたその題について、三点質問しようと思っていたら、それが平成24年の第3回定例議会で、同じ文言で私は質問している、答弁書もここにあります。

いかに、町長の想いが“まちづくり”に反映されていないということが、これをもって示し

ているわけですよ。

“まちづくり”というのは、“人づくり”なのです。これは海士の町長が言っている。やはり人材育成をしっかりと、住民のためにいかに“まちづくり”をしていくかということが求められていますので、これは通告しております今回の“まちづくり”についても人材育成から質問したいと思っております。

分割にしておりましたが、一点目と二点目を一緒にやりますので答弁よろしくお願いたします。

まず、町長の掲げた地域資源を活用した“まちづくり”を考える場合は、生活者の感覚がまず大切であります。それらを言葉にしていくことが大切であり、その対話を通して、生活者らがつながり、地域への愛着に改めて気づき、また、個人の自立は他者があっての自立であるように、地域にとっても同じであります。他地域との補完の関係が必要であり、自分達の地域だけが良くなればよいということではないのであります。

何よりも人的資源が重要で、地域資源を活用した観光の“まちづくり”においても同じであります。地域に愛着を持ち地域を支えていくためには、特に、社会力、連携力、人間力が急速に衰えてきている今日、求められるのは、まさに人材であります。

人材は、才能によって物事をうまく処理できる人物のことで、これらに該当する人物を適正に活用することで活性的な組織を構築することができます。また、それらの要求にかなう人材を育成することは、町長の大きな使命であると思うので町長の所信を伺います。

二つ目は、安心・安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会活性のためにも喫緊の課題であります。

独自の“まちづくり”に取組み、一定の成功をおさめている地域に共通しているのは独自のまちづくりをする「必要性」であり、あるいは現状への「危機感」を敏感に感じ取り、その地域への「愛着」から行動を起こす「キーマン」の存在でございます。ほとんどのケースは、キーマンとなっているのは町の職員であり、職員の場合にも組織の一員としてというよりも、むしろ組織に逆らうような形で活動している多くの例が見られます。

また、その地域の特性を活かしつつ、自由な発想によるアレンジメントが加えられていることが多いのであります。安易な発想や単なる他団体の企画の輸入にとどまる事業はほとんど成功していない。地域をよく知ることと、自由な創意工夫を加えること、この両者が両立していないと、なかなか“まちづくり”はうまくいかない。結局、“まちづくり”の良し悪しは、人の「感度」の良し悪しに左右されております。このままではいけないという発案者の

危機感という「感度」、地域の良い要素を見つけて伸ばす「感度」、その動きを支えるべきは、周囲の住民や町であり、担当者や発案者の良い動きを見つけ、その良さに気づくのは、町長の「感度」であり、さらに、職員に求められているのは、そういった「感度」を日々の生活や仕事の中で磨くことと思いますが、町長の所信をお願いします。

番外（町長 松田和久）

私が、年頭に掲げました“まちづくり”の政策についてのご質問でございます。

“まちづくり”のための人材育成についてのご質問でございますが、本町の職員は、行財政改革を進める中、権限移譲等によりまして業務量が増大いたしております。そういった中でよく頑張ってくれていると、このように評価をいたしております。

しかしながら、厳しい社会経済情勢の中で、効果的・効率的な行政執行を進めるためには、個々の職員がこれまで以上に高度な専門知識や技能を身につけるとともに、そうした専門性を最大限に引き出す上で、管理職を中心としたマネジメント能力のさらなる向上が求められているかと思えます。議員仰せのとおり、“まちづくり”のキーマンは、私も職員だと思っております。

本町は、これまで人材育成につきましては、「隠岐の島町職員人材育成基本方針」に沿って、隠岐の島町職員の意識改革、意欲の向上を図るなど取組みを行ってまいりました。

引き続き、「人材確保」、「能力開発」、「人材活用」、「人材育成」のサイクルを効果的に運用することで、専門性の育成及びマネジメント能力の向上に努め、職員一人ひとりが問題意識をもちまして、やる気を高め、ひいては、組織そのものの改革を進め、“まち”の活性化につなげてまいりたいとこのように考えております。

今年度、既に幹部職員には、職員が仕事をしやすい環境づくりを指示するなど役場変革に向け取組みを進めているところでもございます。

今後、各職務に求められる役割と能力につきまして、また、職員に必要な知識と技術を身につけること及び職場での実践方法を習得することを目的に、職務別研修や職員の能力発揮のための研修を受講できるよう環境づくりを行い、議員仰せの「感度」に磨きをかけたいと考えておりますので、是非ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

6番（平田文夫）

再質問させていただきます。

先ほど、町長が言った、隠岐の島町に職員人材育成基本方針なるものがございますよ。先ず、町長に「管理職像」というものを聞きたい。隠岐の島町には条例がしっかりと定められ

ていると思っておられると思いますが、要するに「職務職階」という条例があるわけですよ。

管理職というのは、町長、副町長の指揮を受けて所属職員を指揮監督し、条例にこだわることなく住民のために職務を遂行する。

私は調べて見ました。隠岐の島の条例は曖昧な条例である。課長という管理職は、政策・形成及び総合調整に関する補佐する立場にある、2つ目は課業務の執行方針等の自立及び内部の統括、3つ目は課総合間の連絡、協力及び協調、4つ目は業務執行状況の報告、5つ目は課内の人事管理、6つ目は対外的業務の処理、こういう職務がまさに課長の職務だと私は思っているのです。

そこで、町長にお伺いします。町長が求める「管理職像」とは、どういうことなのか。4つ私は挙げます。特に管理監督職員に期待する行動、そして課題を設定する力、どういう力なのか、そして実行する力、組織を運営する力、町長はどのように描いているのかお伺いします。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたしたいと思いますが、月に一度は定例課長会をやり、そして随時必要が生じれば臨時課長会でいろいろ協議をいたしております。ややもいたしますと、自分の課のことは自分だけというような縦割り行政の意識というのは強いと思うのです。そうであってはいけない、高齢化し、少子化する30年前、40年前の役場とは、地域とは全然変わってきた。従来にはなかったいろいろな要請・要望も数多く受けてきております。

そういう中で、今ご指摘がありました件については、課長自らが町長になったつもりで頑張してほしい。政策課題を作っていく、それを解決する力、まとめていく力、課を、課員をうまく育てていく力を養ってほしい。最後の責任は自分がとるといことも課長会では度々申しておりますし、またややもするとこの縦割り行政的な発想も出てきますが、それは違う。課長会でもってひとつの方向を出していこうということで、全課長、全職場をまとめていきたいと、このような想いで“まちづくり”に今まで取り組んできております。

組合の交渉でもよく言いますが、私は他の町村は別として隠岐の島町は広域連合の職員や町の職員が、地域の最大のシンクタンクだとこのように思っております。

そういう中で、本当にシンクタンクの職員が思い切って仕事ができる、責任をもって仕事ができる環境を私自らが作っていくことが、私の大きな仕事であるというつもりで取り組んできておまして、そういう方向で今後もやらせていただきたいと。自分の任期中は、職員が思い切って仕事ができる環境づくりに、精一杯取り組んでいきたいと考えておりますので、そ

のことだけを是非ひとつご理解いただきたいと思います。

6番（平田文夫）

私は管理職は、その職責から高い行動規範が求められていると思っています。

町長は隠岐の島町の方角を定めれば、あとは副町長が指示を受けて管理職に指示をする。今の隠岐の島町の一番危機的な状況は、少子高齢化なのです。そういうことを踏まえて、きちんと業務をやって行くことがまさに今求められている。

町長の期待に応えられる、独自の発想をもってこれから取組んでもらうということで、次に三つ目、子育て支援の“まちづくり”についてお伺いします。

国は子育て支援の目的を、少子高齢化社会の原因について様々な観点がある中で、支援法を定めております。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実、これを国が定めている、県も定めています。そして市町村も独自にいろいろなことをやっております。

しかし、隠岐の島町の場合は、議会が提案しております。この厳しい中で、義務教育終了まで医療費の無料化をしたらどうかということを唱えております。そのことを、町長はどのようにお考えになりますかお願いいたします。

番外（町長 松田和久）

次に、分割質問三点目の「子育て支援の“まちづくり”について」のご質問でございます。

現在の計画でございます、「次世代育成支援行動計画後期計画」といいますのは、新年度、26年度までの計画でございます。現在その計画に沿いまして、誰もが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりに努め、本町の未来を担っていただきます子ども達の健全育成に、今努めているところでございます。

議員仰せのように、「子ども子育て支援法」は、急速な少子化の進行や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者の方に必要な支援を行い、子どもたち一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的として、平成24年8月に制定されたところであります。

これに伴いまして、平成27年度から新たな計画がスタートいたします。計画の見直し時期を迎えておりまして、子育て家庭の実態や要望などを調査することを目的に、就学前の子どもを保育する保護者を対象にアンケート調査も実施をいたしております。

今後、このアンケート結果も参考にしながら子育て支援事業の拡充や見直し、あるいは、新たな事業の検討を進めてまいりたい。今、その考えはないのかということにつきましても、

現在検討を進めているところでございます。

子育て支援は、定住対策や雇用対策などと同じように、本町の次世代を担う若者の流出に歯止めをかけ、地域の活力に欠かせない“まちづくり”施策の大きな一つの柱である。このように私自身は考えておりますので、是非、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

6番（平田文夫）

子育て支援は、大きな“まちづくり”の一つの柱である、まさに、そのとおりであります。

要するに、隠岐の島町は国保が破たんする、そして負担を求める。じゃ、町は何をするんだと、まず次世代を考えながらこの“まちづくり”に今取組むべきであります。

私は、将来の“まち”に誇りがもてるようにということを問いましたが、まさにそういうことが将来につながっていくと思っておりますので、計画を作るんじゃなくしてもうどこでもやっているわけですよ、中学卒業までやるところは。高校卒業まで手続きをすれば無料化にしている所もあるわけです。

町長の想いがあるならば、管理職の皆さんは速やかに取組むべきだと思っておりますので、町長にお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思えます。先ほども言いますように、これからこの島を担っていく子どもたちは、この島にとっては“宝”であります。

そして、また急激に進んでおります高齢者が本当に健康で長生きをしてもらうためにはどうしたらいいか、特に医療環境というのは、島根県内でも医師充足率は隠岐は高いと言われておりますがそれはごく当り前のことで、自分の力で自分の子どもを、両親をどこまでも連れて行くことが自力ではできない、という隔絶の地にあるということになれば当然であります。そういう中で生活しておりますことから、私は島根県きっての非常に厳しい環境にあるということを皆が認めていくべきだと。そういう中で大事なものは、私は予防医学であると。

新年度は島根県の「食生活改善推進協議会総会」が隠岐であります、これを契機にして、もっともっと食生活改善等を通じて予防医療につなげるような運動、展開も更に進めていくべきだと考えております。これは、質問にはございませんが、そういったことで子育て支援、あるいは高齢者の元気な日々をどうやって確保するかということに向けて精一杯、今議論をさせていただいているところでございます。必要があれば、整備が進めば、前倒しをして27年からではなくて、26年からもできることはやっていく、そのぐらいな姿勢で取組んでまい

りたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたしたいと思ひます。

6番(平田文夫)

町長のやる気が見えましたので、これにて質問を終わります。

議長(石田茂春)

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、11番：高宮陽一 議員

11番(高宮陽一)

それでは、通告しております三点について質問いたしますが、先ほど平田議員の質問の中で子育て支援がございました。町長の意気込みはよくわかりました。ただ、私は、「町長は言うこととやることは違う」ということを指摘をしながら、質問をしたいと思ひます。

まず、子育て支援についてでございますが、町長は、「隠岐の島町の将来を担う子どもたちは島の宝だ」といつも言っております。私もまったく同感であります。

隠岐の島町では次世代育成計画を策定し、子育て世代の経済的支援として保育料を減免する等いろいろと取組んでおられますが、今や多くの自治体が保育料の減免をしている、これはもうごく当たり前になってきました。

隠岐の島町の子育て支援の内容は、国や県が定めた制度が多く、町独自の支援策は皆無と言ってもいいのではないかとこのように思っておりますが、常任委員会等で話を聞きますと、教育委員会では少年少女のスポーツ関係の島外遠征、これについても文化・芸術を取り入れるなど努力をしている姿が見られます。これは評価をしたいと思っております。

しかし、企業や高齢者等に対する支援と比較しても、まだまだ貧弱でございます。

子育てしやすい“まち”、働きがいのある“まち”こそが若い世代に選ばれ、地域を支える人材に溢れた活気ある“まち”へと成長する。そして、子育てを通じて地域とのつながりを育み、支えられる側から支える側になるという地域の輪、コミュニティも生まれて地域のつながりを再生させることもできると言われておりますし、次の世代を担う未来への投資であるとも言われております。まさに未来への投資であります。

国では、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせるべく準備を進めておりますが、現在各市町村でも準備をしようということ動き出そうと思ひます。

町は、新年度の予算編成方針にあたって9つの重点項目を定め取組むことといたしました。

交通弱者対策から子育て支援対策等いろいろありますが、その子育て支援対策の中で今回

は対策の準備経費が計上にされている程度で、重要項目の子育て支援経費はほとんどといって計上されていないのが当初予算となっております。先ほど申し上げますように、「言うこととやることが全然違う」と、このように思っております。

予算編成方針で、「9つの重点項目を強化する」と、私は期待をしておりましたが、議会初日の町長の「施政方針」では、「子育て支援を推進するための支援計画策定に向け、調査・検討を進めます。」と、このようなことでございます。

このことは、私から見れば予算編成方針と大きく後退をしている。こういうふうに見ざるを得ないと考えております。町長は、その予算編成方針を掲げ何をしたいのか。この所信表明からみると私は一貫性がないと感じております。

先ほども、平田議員からございましたが、教育民生常任委員会でも何度となく乳幼児の医療費の助成拡大についても提案をしております。平成27年度から拡充予定と記載をされておりますが、我々としては、これは町独自の対策として実施をしていただきたい。財政のことはあるとは思いますがそのように考えております。

子育て支援の方法につきましては、先ほど来ありますように仕事と子育てを両立する雇用環境の整備や、保育所整備、保育ニーズの充実等いろいろと考えられます。しかし、私は、これは隠岐の島町としては大体できているのではないかとこのように考えております。

しかし、少子高齢化が進む中で地域経済が低迷している隠岐の島町においては、経済的支援が最も効果的ではと考えておりますし、過去のアンケート調査結果でも「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」という回答が全体の60パーセント以上を占めております。やはり経済的支援を求める声が多いことは言うまでもございません。

経済的支援としては、保育料の無料化、学校給食費の無料化などが考えられますが、私は次の制度を提案したいとこのように思います。それは、小学校・中学校入学時の入学支度金制度であります。

学校へ入学となりますと、机・ランドセル・制服・体操着、またスクールバスのないところにつきましては、通学のための自転車の購入等多くの経費がかかります。保護者にとっても大変大きな負担であります。全てに支援してほしいとは言いませんが、例えば、健康で健やかな学校生活を推進することやスポーツ振興の意味合いからも、体操着を支給するとか、購入を支援するとかという、こういう助成方法もあるのではないかと思うのです。

是非とも、小学校入学時、中学校入学時の町独自の支援策を制度化すべきと考えますが、町長の考えを伺います。併せて、先ほど申し上げました、乳幼児医療の助成拡充につきまし

ても、平成 27 年度と言わず、26 年度中途からでも取組む考えはないか伺いたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

高宮議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「子育て支援について」のご質問でございましたが、議員から、経済的支援といたしまして、小学校入学時、中学校入学時の入学支度金制度についてご提案いただきました。

子どもの養育費が、家庭にとって大きな負担であることは議員仰せのとおりでございます。私も、学校入学時多くの経費がかかり、保護者にとりまして大きな負担であることは承知をいたしているところでございます。

現在の学校入学時の支援につきましては、議員ご承知のことと思いますが、低所得世帯や母子世帯などの経済的支援を必要といたしておりますご家庭につきましては、就学援助費を支給し、小中学校入学時、あるいは在学時の学用品購入費でありますとか医療費・給食費・修学旅行費などの助成をし、そして負担の軽減に努めてまいってきております。

経済的負担の軽減策といたしましては、今後もこの制度の中で支援をしていくのが有効ではないかと考えておりますが、議員ご提案の制度を含めまして、負担軽減策につきましては関係課で連携をとりながら、新年度中には協議をさせていただきたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、乳幼児等医療費助成制度につきましては、先ほど来、平田議員さんからのご質問にもお答えをいたしましたが、新年度中に制度の周知でありますとか、対象者の選定、対象者の医療保険者の確認等、関係課はもちろん関係機関とも連携をし、27 年度実施に向けまして準備を進めているところではございますが、新年度中の、つまり前倒しして 26 年度中の実施に向けましても、諸準備が整いますように努力をしてみたいとこのように考えておりますので、またその折には補正予算で対応ということも考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしまして私の答弁に代えさせていただきたいと思います。

11 番（ 高宮陽一 ）

今、答弁をいただきましたが、先ほどの子育て支援の部分につきましても、これは制度中の部分のことです。私が言いたいのは、昨年の予算編成方針の中で重点項目に挙げられた子育て支援、それに対して私は何らかの予算措置があるのではと大変期待をしていたのですが、多少はありますが先ほど言いますようにほとんどない。

経済的支援の部分は、私も個人的な部分を言って申し訳ないですが、小学校に上がるとき

は親も大事な子どもが入学するんだということで一生懸命になりますが、中学校ぐらいになりますと、クラブ活動とか始まって云々しますと体操着等破れますし、また自転車で通学をしなければならないということもございます。そういったことから考えますと、入学のときが経費がかかると。多分、今回中学校に入学される家庭でも10万前後はかかるのではないのでしょうか、そのように思っております。

そういったことで、町長が“子どもは宝”と言うなら、私は少しでも経済的支援ができればいいなということで、先ほど来言うような制度ばかりでなく、やはり自信をもって町長がこの町では、このことを一生懸命自分は独自でやっているんだと。先ほど来申し上げますが、ほとんど国の制度の中にありますからこれはこれとして、一般財源を伴うこともありますが、“町独自の子育てするなら隠岐の島”ぐらいの気持ちで、自信をもって胸を張ってやれるような施策を私は期待したいと思います。

乳幼児医療制度も、対象者の選定云々とありましたが、対象者は義務教育終了までということをお我々は提案しております。調べる必要はございません。もしこれが、高校卒業までということならば必然と対象者は決まるわけです。

そういうこともあるわけですので、あとは“やる気”の問題、やるか、やらないか。例えば、システムのいろいろあれば、まずは償還払いの方法でやってはどうかと。まずは、立替えてもらって、領収書をもって役場へ申請をする、それを役場が負担をするといったことをすれば、やろうと思えば直ぐできるのです。後は、やる気があるか、ないかということだと思っておりますので、更に、町長のお考えがありましたらお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

高宮議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

私は、町長になってから一貫して大切なのは、バランス感覚・均衡感覚、そういった感覚をどうやって保持、推進するか、持続していくかということをお行政運営の大きな柱に据えてきております。

確かに言われるように、「町長はやってることと言っていることが違う」ということもよく耳にいたしておりますが、いろいろなことを均衡的に推進することで、それが子育てにつながったり、活性化につながったり、そういう中で効果をみていくべきで、これだけは日本一、これだけは隠岐はトップだ、ということもそれも分かりますが、そうではなくて、例えば、若い人が子育てをするのに、今ここは本当に大変だ、子どもも生まれにくい、若い人がこの隠岐で安心して働けるような環境をどうやってつくるかということが、子育てにもつながるし、

いろんなことに波及してくるわけです。ですから、産業をどうやって振興させていくか、公共事業をもっともっと増やせるなら増やして人が働く場をどうやってつくっていくか、そういう中で、子育てであったり、保育であったり、そういうことも充実させていかななくてはならない。それは、やはりバランス感覚ではないかと思っております。

議員さん方は、「弱いじゃないか。」とおっしゃいますが財源が限られておりまして、ご案内のように来年からいよいよ一本算定になってくる。1年やったけど財源がないため来年は止めましたと、私はこれは、政策では絶対あってはならないことだと思います。

中長期的な財政健全化を目指しながら、できるかできないか、そういうことも含めて担当課の方と十分に検討をさせてまいりたいと思います。ややもすると、職員から「町長、そげなこと地域は要望してないよ、だからせんでもいいじゃないか。」という言葉も聞きますが、「それは違う。」と、「これはそうしなければいけないですか。」と、こっちから言うぐらいの役場の職員であってほしいということも話しています。

そういう中で、今議員が仰せのような現状があるとするならば、もっともっと突っ込んで担当課で話し合いをしてもらって、それに対して「これはどうだ。」ということで財政当局といろいろ議論しながら、あるべき方向を出させていきたい。決して、否定をすとかではなしに。

いつも課長会で言います。今までは「ノー」と簡単に言えたことも、そうやってしまったらその人はどこに行けばいいか、だから、一旦は無理な話と思っても受け止めて帰ってほしい。そして皆で相談すれば、またいい知恵が出てくるかもわからない。そういうことで取り組んでおりますので、是非、積極的に我々も考えていきたいと思えますし、もっとも担当課の方でも対応について積極的に検討させてまいりたいと思えますのでよろしく願いいたします。回答になったか、よく分かりませんが、胸の内だけはご理解いただきたいと思えます。

11番(高宮陽一)

町長の予算編成方針で、町として早急な対応が求められる事項ということで、わざわざ「子育て支援」を挙げられたということがありますので、期待をしながらこれについては終りたいと思います。

次に、牛突き支援について伺います。

隠岐伝統の牛突きは、牛突き愛好家や関係者の皆さんで支えられているということは言うまでもございません。

今、農耕用で牛を購入、飼育する人はいません。八朔大会などの伝統的な大会や観光牛突き、町からのわずかな支援と牛突き愛好者の犠牲で成り立っているのが現状ではないでしょうか。

先日、隠岐の島町農政会議の皆さんと意見交換をする機会をいただきました。JA 隠岐からの畜産情報として、子牛の西郷市場の平均価格の推移が報告をされました。

それによりますと、ここ数年は 30 万円前後で推移しておりましたが、昨年 11 月の市場では 40 万円を上回り、過去 5 年間でも最も平均価格が高くなったということでした。

これは、全国的に子牛が少ない中で相場も上昇し、飼育農家の導入意欲が高まったということ、更に、高値が継続しているということで購買者が市場をシフトし、隠岐市場への購買力が多くなったことが要因であると報告がございました。これは畜産農家にとっては大変喜ばしいことだと思いますが、一方で、牛突きを支えている関係者の方々は、突き牛の値段が上がって困っているということでした。伝統である牛突きを、いつまでも愛好者や関係者の犠牲で守り続けることは限界であると思っております。

このような状況の中で、教育委員会では伝統の牛突き習俗保護のために、新年度から 20 万円という上限を撤廃して、購入費の 3 分の 2 を支援するというところをお聞かせいただきました。こういったことは、現状を考慮して、支援策を検討していただいたというふうに評価をいたしております。

しかしながら、牛突きが隠岐観光に欠かせないアイテムであるということならば、残りの 3 分の 1 は観光関係の予算から負担をして、突き牛の導入につきましては全て行政負担すべきではないかとこのように考えておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

分割質問二点目、「牛突きについて」のご質問をいただきました。

本町の牛突きに対します支援につきましては、文化財保存継承事業と観光振興事業の両面で行っているところでございます。

まず、文化財保存継承事業についてでございますが、本町の牛突きに関する指定文化財は、県指定の「壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗」と町指定の「旧西郷町の牛突き習俗」、「旧五箇村の牛突き習俗」がございまして、この 3 件の牛突き習俗保存継承のため、突き牛の導入などに支援を行っているところでございます。

議員仰せのように、今年度に入り子牛の価格が高騰し、導入を見合わせる状況にあり、大変危惧しているところでございます。

このため、牛突きの関係者の皆様方とも相談もしながら、新年度から導入費の補助額の上
限 20万円を撤廃し、飼育者負担の軽減を図ることで、牛突きの保存継承につなげております
ので、先ほどお話もございましたがご理解を賜りたいと思います。

次に、観光振興事業での支援でございますが、観光牛突きは、隠岐世界ジオパークツアー
などに欠かせない観光アイテムの一つとして位置付けをしており、お客様に安定的にご覧い
ただくためには、成牛及び子牛を年次計画により導入する必要があるとございます。

現在、町観光協会を事業主体として「観光牛突き開催事業」に取り組んでおりまして、池田
共同牛舎で15頭程度の突き牛を常時飼育ができるように、導入費や牛突きの人件費支援など、
積極的に支援をさせていただいているところでございます。

議員仰せの「全てを行政負担」は、今のところは考えておりません。ただ 1 頭当り月々飼
料代が1万数千円かかる、その辺りをいくらか助成できないかという話がありますので、その
辺りも観光協会なり、あるいは町の観光課ともいろいろ相談をして方向を出してほしい。我々
の時代に、800年近い牛突きの伝統を消えるようなことは絶対したくないということで、協調
してやっていこうということで協会の方では話し合いをさせておりますので、是非ご理解を
いただきたいと思います。

11番（高宮陽一）

今年に入って、そういう形で観光牛突き、歴史ある牛突きについて導入段階での支援が拡
大しているということは、私は評価したいと思っておりますが、そうはいっても、牛が観光
用の牛とか保存用の牛とかはないわけですので、導入されれば同じようにやるわけですので。
明日の「総括質疑」でも出しておりましたが、この観光協会の補助金、これについても町が
出している補助金 1,600 万円あるわけですが、その中に職員 2 名と突き牛が 2 頭外となっ
ております。この観光協会における牛は、どのような形で購入しているかということですよ。
一方で保存伝承のために購入したい部分は上限が 20 万円、観光協会で買う牛は全額出して
いるのか、これは分からない。これは、明日聞きたいと思いますが、そういう差別があっ
てはおかしい。導入するなら町の考えとして同じような扱いで導入しなくてはいけないと私は
思いますので、この点はこれからの課題ということでおきたいと思っております。

町長は、全て行政負担とは考えていないということですが、じゃあ、金がないから止めた
と言ったときはどうなるのですか。誰も好き好んでやるものはないわけですよ。やはり、
入口のところは町が全面的にカバーして、あとの飼育、練習、大会、あるいは観光に行くま
での努力については、関係者の皆さんや愛好者の皆さんにお願いをするということで、どこ

かで安心感をもたせる。じゃあ、こっちでは努力してくださいよ、というようなことが大事ではないかと思えます。どこの中途半端でやりますと、愛好者の方も関係者の方も「まあ、いいや」ということにはならんとは思いますが、そこはやはり行政として、始めに申し上げますように農耕用で飼う牛はいないわけですよ、ほとんど牛突きですから。そういう部分では、しっかりと見定めてというか、覚悟をもって取組んでほしいと思えますが、いかがでしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

再質問にお答えをいたします。

飼育者の方々や協会とも話し合いは前々からしておりまして、最終的に観光協会ですることになりましたのも使用者の方からの意見もありまして、そういう形にさせてもらっております。ただ、その使用者の方が個人使用ものに、全額町から補助をしてもらうのはいかなものかということで、飼料代を全額出せというつもりもないということです。

そういうことで、我々の方も全てを観光用の牛突きだから出すということは今のところ考えてないということで、これを継承していくためにそれにかかるいろいろな目に見えない経費があるわけです。そういったものをどうするかについては、町と協議をしながら、改善、改善できておりますから、何とかこのまま伝統の行事を廃らせないための対策として、「じゃあこうしていこう。」「こうしてください。」ということでやっておりまして、どちらかという職員では牛突きは分からない部分がありますので、意見を最大限に尊重しながら、「ではどうしましょうか。」と進めてきているつもりですので、今後もこの継承は切れることのないように対策を講じながら一緒になって進めていきたいと考えておりますので、その点は十分理解しておりますのでよろしくお願いいたします。

11番（ 高宮陽一 ）

町長から答弁いただきましたが、私はこれが良いことかどうか分かりませんが、昔からの歴史がありますから、例えば、都万、五箇、それぞれ牛突き保存会の方々も何か考えが違ふようであり、無理な部分もあるかも知れませんが、島の闘牛を、牛突きを守っていくという部分では、お互いが折れるところは折れるということも必要ではないかと思えますので、伝統ある牛突きが続いて、また観光のために活用していくということを継続できればいいなと思っておりますので、私も私なりに関係者と話をしていきたいと思えます。

最後に、町長の政治姿勢について伺います。

昨年の12月議会でも、私は反対討論をいたしました「旧ホテルニューかじたに」の購入予

算が賛成多数で可決をされ、今定例会には関係条例案も提案されております。

町長は、苦渋の選択だったということでありました。議会における要望書の審査結果がOKだということも一つの要因だと思っております。

要望書にかかる「趣旨採択」につきましては、その後、解釈を巡って大きな誤解があったことが判明をいたしました。そして、町長も自分も判断が違っていたということも申しておられました。しかしながら、その後町長はそういった誤解といいますが、考え方が判明したにもかかわらず、政治姿勢は依然と変わっておりません。

私たち議会では、今日までの議会ルールとして「趣旨採択」は「不採択」に近いという解釈で推移しております。今日までの議論を尊重し、私を含む3名の議員は議会ルールに従っただけ、多少感情もありますが。他の議員は、議会ルールを無視して予算を通した、こういうことでもあります。まさに、隠岐の島町議会始まって以来の汚点であると私は思っております。本当に、議会がしっかりと議会の使命であるチェック機能を果たすことは大事ではないかと、このように思っております。

「趣旨採択」の解釈につきましては、議会では判断が困難であって、あとのことは執行部をお願いをする、町長が判断をすればいいのではという考え方もありました。確かにその通りです。それはこの「趣旨採択」を巡っていろいろ調べた結果、そういうことだということも分かってきたことも事実であります。

町長は、議会における要望書の審査結果や質疑の経過、法解釈の誤解を認め、真摯に対応すべきである、それが、私は真のリーダーではないかと思えます。

先ほど、バランスのことも町長に申し上げました。観光客が増える確約もなく、現在の隠岐の島町における観光施設のキャパを考慮しても観光宿泊施設を購入する大義はございません。更に、行政がホテルを購入し、リニューアル工事をして第三者に運営をさせることは、民業圧迫、民間業者を苦境に立たせることになり、必ずや将来に禍根を残す結果になると私は思っております。白いものを黒と言わず、勇気ある撤退こそ、今、松田町長に求められる政治姿勢ではないかと思えますが、町長の考えを伺います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問三点目の「町長の政治姿勢について」のご質問にお答えをいたします。

観光宿泊施設整備事業につきましては、去る12月定例会でも議論いただき、補正予算案の可決をいただいたところでございます。

議員仰せのように、議会の審査結果であります「趣旨採択」につきましては、その解釈に

曖昧なとらえ方ができることもございまして、私の認識違いがあったことも事実であります。

しかし、何れにいたしましても、今回の問題に対する判断は、議会も、私も、極めて困難な問題であったことは申し上げるまでもないこのように思っております。

議員ご指摘のご心配は十分に理解できます。今まで町が買って、事業主体となってやってことごとく失敗をしていた、それをまた積み重ねるかというのが議員さんの思いだったかと思います。私はそういったことも本当に分かるのです。ですから苦渋の選択と申し上げたつもりであります。

しかし、12月定例会でもご説明をいたしました、当施設は隠岐の観光振興にとって失うことのできない貴重な大規模な宿泊施設であることも間違いございません。本町の地域振興を推進する上でも観光振興は大きな機軸策であり、「隠岐世界ジオパーク」を起爆剤に、今後、更なる交流人口の拡大を促進していくことが必要であると思っております。そういうことで、議員の皆さんも苦渋の選択のなかで採決をしていただいたものと、私は確信をいたしているところであります。

今後、当施設を隠岐の中核観光宿泊施設と位置付け、日本全国はもとより世界に隠岐の魅力を発信し、皆様方に喜んでいただける宿泊施設となるように整備事業に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

11番（高宮陽一）

提案をする権限は町長にございますし、我々も選挙で選ばれた議員でありますから、これをしっかりチェックする立場もございます。

町長、ある本にこういうことが書いてあります。「リーダーとは、どうやるかではなく、どうあるか」と、私は良い言葉と思ってメモしております。どうやるか、あれこれやるかではなしに、姿勢としてどうあるかということじゃないか、ということが書いてありまして参考までに申し上げたいと思っております。

町長も苦渋の選択、議会も苦渋の選択だったと言うことですが、苦渋の選択をしたからこそ「趣旨採択」ということになったわけです。願意者の状況もよくわかる、しかし難しいのではないかと、だから「趣旨採択」と。頭からそう思うなら採択すればよかったですよ。

しかし、2年前の議会の議論の中では「不採択」か「趣旨採択」で揉めたのですよ。町長の勘違いもあったということですが、逆に町長も議会軽視だと私は思いますよ。議会へもいろいろ陳情が出てまいります。例えば、過去には国に意見書を提出してほしいという陳情が出てまいりましたとき、「採択」すれば議会で議決して意見書を提出するわけですが、「不採

択」にすれば提出をいたしません。「趣旨採択」にした場合は、気持ちは分かりますが意見書は出しません。隠岐の島町議会、旧西郷時代も意見書を出したことはないわけです。その状況から考えておれば、「趣旨採択」というものは、国に意見書を提出してほしいというのが願意ですから、これを出さないということは「趣旨採択」という言葉を使いながら、「駄目ですよ」ということが今まであったわけです。そういうことから「趣旨採択としたときに意見書を出すべきじゃないか。」と言った議員は誰もおりません。「趣旨採択」とすれば意見書は出さない、こういうことがあるわけですので、そこら辺りの経過を、子どもじゃないですから、お互いがしっかりと考えて住民の負託に応えるべきではないかと思えます。

明日もまた総括に出しますが、今回また新たに土地を借りて使用料 36 万円でしたか、払うような予算も出ておりますが、今までの説明の中では一回も聞いていない。次から次とそういった課題が出てくる。これから、リニューアル工事もどれだけかかるか分からない。後出しジャンケンで出した方が“勝つ”ということが、私はあってはならないと。きちんと調査をして、こういう状況があるけれどもこれはこうこうだと、きちんと説明がされて、それをしっかりと我々も反論をしていくということではないかと思っております。

これは、多分いくらやっても水掛け論になると思いますが、私は場合によっては、契約もされていると思いますが、もうちょっと様子を見ようと、逆に、事業を中断して考えることも必要ではないかこのように思いますが、更に、町長のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

大変難しい問題ですが、答弁をさせていただきたいと思えます。

12月議会で議決をいただいた後の課長会で、「反対討論」があったことを、私も、課長もみんな真摯に受け止めてほしいと。

私が苦渋の選択と申し上げましたのは、例えば旧西郷町の島の湯荘の問題、五箇・都万・布施の宿泊施設の問題、そして最近では農業公社の問題、行政がかかわるとうまくいけばいいですが、悪くなったときには大変な問題を抱え、住民の皆さんにも迷惑をかけることにならなっている。歴史が証明しているということを本当は言いたかった。なぜ、将来に禍根を残すような、残しかねないような問題を安易に提案するのかというのが反対意見ではなかったのかと思うし、またそのことは、事実今までの歴史がそうであったように、本当にこれは大変な問題をまた抱えざるを得ない。しかしそういった中で、あえて議会に議決をしていただいた。私も提案をいたしましたその責任は、将来に向けて禍根を残さないためには一

体どうすべきか、役場全体で挙げて、この問題を真摯に受け止めていくべきだと、そういう意味で「反対討論」には大きな意味があったと私はそう評価したい、と課長会で申し上げたつもりです。今、ここで取下げるような話はできませんが、これは隠岐の振興のためにもどうしても必要だ、皆様方にもそのことは分かっていたいただきたい。そういう中で、今回取組ませていただきました。

また、そうしているうちに新たな問題が出ているのではないかということにつきましても、「総括質疑」の中で担当課長から詳細説明を申し上げますが、精一杯将来に問題を残さないためにもどうあるべきかということ、絶えず胸に考えて進めさせていきたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

11番（高宮陽一）

これ以上、申し上げるべきではないかと思いますが、私も町長とは長い付き合いをさせて頂いておりますが、昔の町長とはちょっと変わってきたかなと、残念ながらという意味で。そういう気持ちもありますが、期待はしてはおりますが、どうもいろんなしがらみの中で町長に寄り添って私利私欲のある連中がね、そういったことが目に見えるわけですよ。

町長も先ほどから言うように、ホテル海音里であるとか、羽衣荘であるとか、公のそういった施設、どれだけの改修費が出ていますか。民間の人は自分のところで修理をしながら頑張っているんですよ。住民の皆さんから、「あそこは役場のもんだけん、あんたらはいいな。」こう言われるんですよ。

我々議員も辛いところであって、これは合併の時にそれぞれの町村が一生懸命やってきた、いわば産物をどうするかということで、今、行革、行革で住民の皆さんにも辛抱してもらったということでありますので、やはり、民間で頑張っているところに、町があえてお金を出してこれを買っていくという部分では、民間の旅館業者なり民宿業者の方は、宿泊客から見れば必要かも知れないが、自分のところも修理するときは補助金を出してほしいという思いになるのではないのでしょうか。そうすると、役場はいくら金があっても足らん。そこら辺りのことを私は心配しております、やはり町長とするなら、間違いは間違いだった、勘違いだった、と素直に考えてほしいというふうに思いますが、多分これを言っても答弁は変わらないと思えますので、以上申し上げて終了です。

番外（町長松田和久）

お答えになるかどうかわかりませんが、おっしゃっていることは十分に理解をしているつもりであります。町内の民間のホテル業者・民宿業者から、高宮議員が聞かれたような指摘

は、整備をする度に「あそこはいいわのう、うちらは。」ということでは言われてきました。その、うちらはと言われた方々からも今回は、「この施設がなくなってしまうたら、大変なことになる。」という要望者が出たことも事実であります。

そういう中で、こういう選択をさせていただいたことでもあるということ、是非ご理解をいただきまして終りにしたいと思います。

議長（石田茂春）

以上で、高宮陽一 議員の一般質問を終わります。

ここで、11時05分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時51分 ）

議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時05分 ）

次に、12番：米澤壽重 議員

12番（米澤壽重）

それでは、通告いたしておりました防災対策について一般質問を行います。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、最大40.1メートルも上がる巨大津波などによりまして死者、行方不明者18,524人もの壊滅的な被害が発生した災害は記憶にまだ新しいところがございます。

本町における最近の災害状況を見ますと、平成5年9月4日未明には台風3号による局地的な集中豪雨によりまして甚大な被害を受けています。特に八尾川水系の住宅地では河川の氾濫により、床上・床下浸水や河川・道路の決壊などの大災害に見舞われたところであります。

また、平成19年8月31日に襲った集中豪雨では那久地区・布施地区におきまして1時間131ミリの大雨を記録し、県内での観測史上最高の局地的な豪雨となりました。この災害により死者こそ出なかったものの、住宅一棟の全壊をはじめ住宅への浸水や道路・河川・水田の決壊など約70億にのぼる大災害となりました。「災害は忘れたころに来る」とよく言われていますが、誰もが予期しないうちに発生するあらゆる災害に対応した防災対策の確立が強く求められており、町全体が一体感を持って、迅速に対応できる計画策定を目指していかなければなりません。

そこで、本町の防災対策について質問を進めてまいります。

一点目は平成 18 年に本町が策定した地域防災計画の見直しについてお伺いいたします。

東日本大震災の被害状況については先ほど述べたとおりではありますが、その被害の主な特徴といたしましては、津波による被害が甚大であった。そして中長期にわたる災害の対応が挙げられています。本町の地形はご周知のとおり、海辺に広がる低平地が多くそこに住宅も集中しておりまして、東日本大震災の教訓を反映した津波防災対策の徹底を図っていかねばなりません。

そこで、この現行の地域防災計画を見直し、津波対策編を新規に盛り込み、いつ起きるか分からない津波対策の充実・強化に努めるべきと考えますが町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目は、災害弱者の避難対策について質問いたします。

政府は、今年の 1 月 17 日の中央防災会議で東日本大震災を踏まえ国の防災計画を修正したところであります。修正の一つに高齢者の方などの災害弱者の避難・誘導の強化を狙いとした市町村の高齢者の方などの名簿作成が義務付けられるようになりました。東日本大震災では多くの高齢者の逃げ遅れによる被害が拡大し、その対策が急がれています。

本町が作成いたしました名簿を区・自治会・町内会・民生委員などが共有いたしまして、避難時に有効に役立てていかなければなりません。また、避難用といたしましてバス会社など民間企業と避難に関する協定を結ぶなど、移動手段の確保を求めていかなければならないと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

三点目は、危機管理室の設置について質問いたします。

先ほど申し上げたとおり、本町における平成 15 年と平成 19 年の集中豪雨による災害はいつ起きるか分からず、日頃の備えなど災害対策の充実強化を図っていかねばなりません。

また、本町は国境に位置していることから、平成 12 年 12 月には船員 3 名が乗った金属製の不審船が漂着し、多くの島民の方の不安感が募ったところでございます。また一方では爆発の危険がある発煙筒や劇薬などの漂着物も見られ、その対応も急がれているところであります。

また、今、島根原発の再稼働が取りざたされているところでございますが、国の原子力安全委員会は、避難などの準備が必要な範囲を原発から半径 30 キロの方針を打ち出しています。従いまして、これはあってはならないことではございますが、もし万が一、重大な事故が発生すれば境港と七類港は閉鎖となります。本町といたしましては、その最悪の事態を想定した対策を早急に確立していかなければなりません。いつ起きるか分からないあらゆる災害に

対応した防災体制の更なる充実強化を図っていかなければなりません。

このように、危機率が高まる状況を踏まえ、今定例会に危機管理室を設置する条例案が提案されたことは、安心・安全の“まちづくり”を進める上で、大きく貢献するものと確信するところでございます。

そこで、町長に危機管理室設置に当たっての基本的な考え方についてお伺いいたします。危機管理室の設置が決まれば想定される危機事象の範囲、あるいは危機管理室の職務等を明確にいたしました「危機管理基本方針」を直ちに作成すべきであると考えますが、どのように考えておられるかお伺いいたします。

最後になりましたが、自主防災活動の推進についてお伺いいたします。

あらゆる災害が発生した際、その災害を最小限に食い止めるためには、「自分たちの“まち”は自分たちで守る」という自主的な組織の結成が大きな課題となっております。

本町の自治会、町内会、区などを基盤といたしました地域自主防災組織の育成に力を注ぐべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の米澤議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の「地域防災計画を見直し、津波対策編を新規に盛り込むべきでは」のご質問でございますが、今年度、本町の地域防災計画の見直しを行っておりまして、いかなる災害にも対応できるよう防災計画の強化を図るべく、関係課はもちろんこと、関係機関等とも十分な連携を取りながら検討を進めているところでございます。ご指摘の津波災害対策計画につきましても網羅をさせていただき予定でございまして、3月末にも完成する予定になっております。

二点目の「災害弱者の避難・誘導のために名簿の共有や、民間企業などと協定し、移動手段の確保をすべきでは」とのご質問であります。要援護者台帳につきましては、現在のものを保健課・福祉課・総務課等関係課が連携をし、新年度再整備することと今いたしております。その上で、要援護者台帳の用途など地域と連携を図りながら、避難訓練等の実施に向け取組みを進めてまいりたいと考えております。また、移動手段の確保につきましても関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

三点目の「危機事象の範囲や危機管理の職務を明確に表した危機管理基本方針の策定を急ぐべき」とのご質問をいただきましたが、現在の地域防災計画の見直しの中で、基本方針も修正をいたしまして、新年度から総務課内に危機管理室を設置いたします。その対応の充実

を図るべく、今回の議会定例会に行政組織条例の一部改正を提案させていただいているところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

四点目の「地域自主防災組織の育成に力を注ぐべきではないか」とのご質問でございますが、以前にも一般質問にお答えをさせていただいておりますが、防災・減災対策は、町が主体の公助の部分と地域で自主的に実施する自助・共助といった部分に分かれております。それぞれが重要な役割があるものと考えております。

新年度は新たな事業を試み、有事の際には、地域で共助できる体制の構築に向け施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

地域では、もう自主防災対策組織を作りまして、そして地域独自で避難訓練を実施した地域もありますがまだ全地域に及んでおりません。早く全地域で自主的にそういう対策も講じてほしい、あの震災もそうでありましたが行政だけではどうしても思うようにいかない部分があるものですから、共助というか、一緒になって自主的に取組んでいただけるように、今後も地域と連携を取っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

12番（米澤壽重）

二点ほど、再質問をいたします。

まず、私の三点目の質問の危機管理室を設置するに当たり、危機管理基本方針を策定すべきであると質問いたしましたが、先ほど町長は、現在の地域防災計画の見直しを行っていったと、その中で基本方針も修正するという答弁でございました。

この危機的な状況といえはたくさんあるわけです。例えば、自然災害もあれば、武力による攻撃やテロ、新型インフルエンザ等の感染症の対応、そして原子力発電所の事故など、まさに危機事態は多様化しております。

本町にとって、初めての危機管理室設置となりますので、住民の方はどういったことを実際するのか非常に分かりにくいと思うのです。今回の施政方針演説の中でも、あまり触れられていないですし、もっと住民の方に分かりやすく周知徹底する必要があると思います。

そこで、町広報やホームページなどによりまして、分かりやすく告知する必要があると思っておりますので、その点のお考えをまずお聞きしたいと思います。

もう一点、これは四点目の最後の質問でしたが、地域自主防災組織の育成に関しては新年度は新たな事業を試み、また有事の際には地域で共助できる体制の構築に向け施策展開を行っていく、そしてまた、現に地域で取組みを行っている地域もあるというお答えでした。

考えてみれば、この自主防災組織の立上げというのが防災対策では重要な部分ではないかと思っております。ちょっと調べて見ますと、一番進んでいるのが愛知県と言われております。特に豊田市は進んでいるとのことでありまして、防災マップの中に地域の高齢者の方や要援護者をマップに全て表示する、これは個人情報のこともありますので本人の了解も必要と思いますが、それと救う立場の民生委員や地区の役員さんもマップの中に落としていくというようなことで、かなり積極的に取り組んでいると言われております。

本来は、先ほど町長が言われたように、自主防災組織は住民の方が自ら考え行動していかなければならない組織であると思うのですが、なかなか思うように進まないと思います。

そこで、本町が、今後自主防災組織を広げていくためには、先ほどの町長答弁の中でありましたように、新年度に新たな事業を展開して試みるというお話でしたが、これはあくまでも仮称でございますが「自主防災組織活性化支援事業」を創設して、そういった中できちんと事業を進めていったらどうかと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

今、中央では東日本大震災がございまして、そして首都直下型地震、東海地震、東南海地震、南海地震がもう半世紀ともいわず、歴史的には30年うちに起こってもおかしくないということで、危機意識が非常に強まっていると言われております。

そういう中で学者の中には、あの震災を助けたのは、実は陸上交通、特に新幹線が大きく機能をして、大変な災害にはなりましたがそれでもくい止められたのは交通網が整備していることだ。そこで、東海地震、東南海地震、南海地震があるとすれば、今の新幹線は海岸べりを走っている。例えば東京から甲府の方を走って、もう一本奥にリニアモーターカーを中心とする新幹線が絶対必要だ。そうしないと日本は壊滅的な被害を受ける再起できなくなるのでは、というような論説まで出ているところであります。

そういう中で、最近日本海側は太平洋側と違って安全だと言われておりますが、しかし最近よく深海魚類が上がってきて、200メートルも下の魚が上がってくるというのは何か変化があるのではないかとということで、これも日本海だってどうなるか分からないという前兆ではないかと言われております。

そういう中で、今回も防災対策については、いろいろとまだ一般質問もあるようでございますが、この自主防災体制、また四番目の支援事業こういったものを考えないか、その前に危機管理室に関するご質問もございました。併せまして、いろんなことで対策は講じてまいります。それでもなおかつ不足する部分があるとすれば、今後そういう支援事業も含めて

各自治会そういったことも考えていく必要があるかと思えます。これは、国の政策動向も踏まえながら町も考えていくべき課題だろうと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（石田茂春）

以上で、米澤壽重 議員の一般質問を終わります。

次に、3番：安部大助 議員

3番（安部大助）

それでは、通告させていただきましたとおり質問をさせていただきます。

皆さま、ご存じのとおり合併10周年の年となりました。合併を記念して事業が多く計画されていると聞いておりますが、この町が10年でどう変化し、どこが良くなり、どこに課題が残っているのかなど、一度立ち止まりしっかり評価を行い、今後の“まちづくり”に向かって再スタートする節目であると思っております。

そこで私は、本町の大きな課題の一つである「中心市街地の再建」について町長の考えを伺います。

島の玄関口、またこの島の顔ともいえる西郷港を中心とした市街地は、今では中心市街地とは言えない“まち”になり、衰退の一途を歩んでおります。

このことは、この町だけの問題でなく全国的に言えることですが、その要因として、生活スタイルが徐々に変化して核家族化や車社会の世の中となってきたことによるものと考えられます。また、車社会化とともに交通網の整備が進み、駐車場を整備した大型ショッピングセンターの進出などから、住民の生活自体が市街地から郊外化してきたということだと思えます。この郊外化により、町部の商店街は活気を失い、町に残った人たちも高齢化が進んでいます。

また、子どもたちを育てる家庭は郊外に住み、昼間の“まち”も行き交う人はまばらであります。そのため、“まち”のコミュニティが維持できなくなり、また島内外のお客をもてなす店の喫茶店や食堂、土産物屋等も少なくなり、更には営業時間も限られ、お客を呼び込む島として寂しい思いを感じております。

このような背景を踏まえ、私は市街地を活性化させていくために中心地市街地の再建を早急に行う必要があると考えます。中心市街地の活性化は、隠岐の島町全体の活性化とつながり、反対に中心市街地の衰退は隠岐の島町全体の衰退とつながります。

そこで、次の三点について伺います。

最初に西郷港周辺とした中心市街地の重要性についてどのように認識されているのか、また市街地の現状をどのように把握しておられ、今後どのように対応していく考えなのかお聞かせ下さい。

次に再建計画の策定についてであります。

昨年の6月定例会の一般質問では、市街地活性化の一つの手段として「空き屋、空き店舗の活用」について質問させていただきました。市街地の活性化の手段は商工だけでなく観光、農林水産、建設、福祉部門など多岐にわたることから、しっかりとした再建計画が必要不可欠であると思います。

町長もご存じと思いますが、合併前旧西郷町時代に西郷町商工会と地域住民の協働で「西郷町の“まちづくり”」とし、中心市街地活性化の事業策定を作っております。当時の中心市街地をどのような“まち”にしたいかのコンセプトを、それを目指した課題の抽出と対策、事業計画まで入っております。また、多くのアンケート調査と会議を行い、策定委員会設置から3年かけてこの冊子が作られました。そして、これを西郷町へ要望し、役場もこれを2年かけて「西郷町中心市街地基本計画」を策定しております。こういうものがあるならば、5年かけて一から策定するのではなく、この「西郷町の“まちづくり”計画」と「西郷町中心市街地活性化基本計画」をベースにし、今のニーズに合わせた、「隠岐の島町中心市街地再建計画」を策定すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後に中心市街地再建のための本庁の体制についてであります。

先ほども申しましたように、中心市街地の衰退は本町にとって大きな問題の一つであります。しかし、庁内において中心市街地をどのような計画で活性化させ再建していくのかなどは、そのための担当部署がなく、各課がそれぞれの事業を展開しているのが現状であると私は思います。

私は、中心市街地の活性化とその再建を重要課題とするためには、担当部署を設置し、事業の計画策定と事業を実施する担当部署との調整を図りながら事業のとりまとめを行うことが必要であると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

ただ今の安部大助議員のご質問にお答えをいたします。

まず、分割質問一点目の「中心市街地の再建について」のご質問でございました。

中心市街地の現状把握と今後の対応についてのご質問だったかと思いますが、従来からピアを核とした中心市街地は、議員ご指摘の理由によりまして衰退の一途をたどっていること

は私も十分認識しているところでございますが、それは島に住む人々が求める生活環境の変化がもたらした現実ではないかと考えているところでございます。

今後の西郷埠頭を中心とした市街地につきましては、宿泊・飲食・土産物等を中心とした町の玄関口として活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

二点目の「再建計画の策定について」でございますが、地元町内の皆さんを始め、商工会、各事業者や県などの関係機関とも連携し、十分な協議が進められる組織づくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

三点目の「本町の体制について」でございますが、商工行政を所管しております定住対策課が担当部局でありまして、先ほど申し上げた計画策定に向け、横の連携を密にしながら計画策定・事業実施に当たりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

3番（安部大助）

今、答弁をいただきましたが再質問させていただきます。

まず一つ目、先ほど町長から中心市街地の活性化については、宿泊・飲食・土産物等を中心として玄関口の活性化を図っていききたいという考えをお伺いしたのですが、今現状を見ますと、宿泊施設に関しましても高齢化が進んでやっていけないという宿泊施設もあります。

また、商店街、飲食関係もそうですが、段々と高齢化が進みやめている状態であります。その中で、宿泊施設、飲食等をどういう形でつなげていくのか、図っていくのか、もう少し詳細にお伺いいたします。

もう一点、再建計画の策定についてであります。2012年3月に先輩議員が「中心市街地の活性化について」質問をされております。そのときの町長の答弁は「商工会、関係団体、住民の人たちと中心市街地の課題やニーズをしっかりと協議した上で、新たな“まちづくり”に具体的に取り組んでいく。」と答弁されております。今の答弁を聞きますと、今後そういった関係団体の方や住民の人たちと協議をしていくということを言われまして、2年経った今、実際されたのかどうか、答弁を聞きますと私はされてないと認識いたしますが、されたのか、されていないのかお聞きします。

再建計画について、三点目の回答では計画策定に向けて横の連携を密にして考えていききたいということですが、二番目の回答では組織作りをこれから検討していくということでしたが、組織作りを検討するのは再建計画を策定するという中の組織作りの検討なのか、それと

もまずは検討委員会を作ってから必要性等を決めていくのか、その辺のとらえ方なんですが町長のお考えをお聞かせください。

最後の本町の体制についてですが、商工行政を所管している定住対策課が担当部署であって、計画策定事業実施に当たらせたいと考えていると答弁いただいたのですが、中心市街地に関しては、地域観光、これからインフラ整備等もかかってきます。また、高齢化が進んでいる中で、バリアフリーあるいは高齢者にやさしい“まちづくり”と大きなとらえ方をした時には、定住対策課だけでは担当できないと私は思っているのですが、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、その前に、最も新しい「西郷中心市街地活性化計画」なるものは、安部議員が持っておられるのは確か平成13年か14年くらいのもので私が役場を離れたころにできたものであります。それを役場の方に提出をいたしております。それは商工会が中心になりまして、地域の自治会、住民の方、あるいは役場にも県にも入ってもらい相談をする中で決めたものです。それからもう10年余を経過いたしております。当時、町にも提出され、町の方でも中心市街地の活性化計画の方向を出してもらった。そのときは、空き家の問題は発生しておりませんが、あちらこちら歯が抜けたように空き家が出てきた、その空き家対策が必要であるというようなことが話題になりました。

そして、そういったことについて、どうあるべきかということを検討させてきたつもりであります。全く、中心市街地については何にもしてないではないかということではなかったと、私自身は思っております。

二番目の再建策定計画につきましては、実はそれから以後も作っておりません。当時は大阪のある業者が来て中心になって作りましたが、あれから十数年経過して世の中が大きく変わってきている。そこへもってきて、今ご案内のようなピアの問題が出てきたということです。

そういう中で、この“まちづくり”は一体どうあるべきかということを考えていかなければなりません。ピアの前とか合銀の方とかバリアフリー化もある程度進めてきた、電線の地中埋設等もいろいろ検討されて今にきている。何もせずにきたわけではありませんが、この個人住宅がずっと並んでいる中で、行政だけで、商工会だけで簡単に先に進む話ではありません。当時の青写真を見てください。今の合銀のところから向こうへ、JFへ向けて大きな道路をつけて、あの辺のものをみんな港町に持っていくという計画が当時策定されたことも事

実であります。しかしそれは思うようにはなっていない。

そういう中で、現状を把握しながら、どうしたら活性化できるか考えていく組織をもういっぺん作り直さないと、その計画そのまま推進するという話ではないものですので、もういっぺん地域の人、自治会、商工会、関係機関も入り、策定委員会をもう一度構築しながら検討を進めさせていく必要があると考えております。

そういったことで、横の連携を深めながらやっていかないと、簡単に市街地の活性化計画を作ってみても思うように事業が推進しないというのが現状ではないでしょうか。そのためには一体どうあるべきかということを考えなければなりません。私は島のゾーニングで考えたときに、観光客の皆さんはまず来たら西郷の港を中心として旧市街地で、あそこで宿泊をする、夜を楽しんでいただく、買い物をしていただく、そういうゾーニングにはやはり西郷の町が大きな役割を果たすべき地域柄ではないかと。そういう方向で今後進められていくだろうと私自身は思っております。

そういうことで、定住対策課が所管をするというのは、所管はいたしますが、あるいは観光課とか建設課でありますとか関係部局にも入ってもらってやりますが、窓口は定住対策課にしながら連携を図って、いろんな課が一緒になって整備を進めていくということで、今のところは中心市街地再建対策のための課を新たに設置する考えはもっていないということで、ご理解いただきたいと思えます。

3番（ 安 部 大 助 ）

再質問の答弁をいただきましたが、再々質問をさせていただきたいと思えます。

最初の建設計画、再建計画の策定についてですが、先ほど町長は形だけ作って実際実施できてない“絵に描いた餅”のようなものが多いと言われました。

私が言いたいのは、策定委員会を今後新たにしたときに10年前の計画のように、一から作っていくのは望ましいこととは思いますが、それにはすごい時間と労力がかかるのです。これも実際5年かけての策定ですので、この内容を見られたと思うのですが、今のニーズにあっていないことも確かにあります。しかし、住民の人たちのアンケートの内容は、今の住民の方々の思いと同じ思いのような内容もたくさんあるのです。ですから、私はこれを真似しろではなく、作るのであればこれも検討の中に入れて、あそこの再建計画の中に官民共同で住民の方々も含め作っていかなくては、これから5年後10年後となったときに、計画がないまままでその場その場の事業では、この10年間ずっと同じようなことをたどっていくと思っておりますので、建設計画は必要と思えますが、町長は必要であるのか、ないのか、作る考えな

のか、作らない考えなのか再度お伺いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

安部議員さんが手元に持っておられる計画は、当時、国・県の補助金を入れて商工会が事業主体となって、私が法人会にいたるときでしたので、私の記憶では業者に600万円からのお金を支払って作った計画です。大阪から何回も来ていただいて作りました。その計画の中にはアンケート調査をしたり、住民のご意向調査もして作ったことは事実であります。

それが、今に合っているかどうかも含めて、それだけ何か月も何年もかけて作ったものを私は全て無にする必要はないと思っております。そのものはそれで活かしながら、しかしそれではもうすでに時代が変わって、また大きくこれを変更せざるを得ないものがあると思います。それをベースにししながら現状に合せていくような形の中で、新たな計画につなげていくということが私は大事だろうと、決して前に作ったものが全て駄目ではありません。夜何回も会をして作り上げた計画には違いありません。そういうことですので、そのことについては私もまったく同感、それを基にししながら今に合っていない部分だけを直しながら。心配されているように、これを新たに作ってもまた何年もかかる、そうではなしに早く叩き上げて新たな方向で展開させていくべきだと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3番（ 安 部 大 助 ）

次の質問に移らせていただきます。

「若者の定住対策」について町長の考えを伺いたいと思います。

隠岐の島町の人口は、平成 16 年の町村合併時の人口 17,613人に対し、本年 2 月時点での人口が 15,186人となっており、この 10 年間で約 2,400人の減少となっております。

この人口減少の原因は、生徒・学生の卒業生の島外への転出や、出生数が死亡数を下回る自然減の傾向も加わっています。

少子高齢化問題は本町だけでなく国全体が人口減少社会に入っていることを考えると、かつてのような人口の増加を望むことは、現実的に難しいことと感じております。

しかし、地域の活力を保っていくためには、人口減少に対する対策は必要ですし、この町の活力を求めるとなると若者の定住対策は大変重要となります。若者の定住が図られることによって、地域コミュニティの担い手の確保や消費需要の拡大等により“まち”の活性化が期待できます。

このようなことから、他の自治体では「子育てと保育」「健康と医療」「産業と雇用」「教育」

などの各分野において定住促進事業を展開されております。

本町においても「定住促進交流事業」や「若者定住促進住宅の建設」、「リターン者奨励金事業」などを行っていますが、なかなか定住促進に結びつけられていないのが現状ではないでしょうか。

平成 26 年度の施政方針における「若者定住対策」に関して町長は、新卒者雇用に対する助成制度の継続実施と研修制度の充実、子育て支援計画策定を掲げております。

助成制度が活かされるよう更に推移を見守ることと、子育て支援計画については法律に基づくものとしてだけでなく、この“まち”に合ったものが見えることが期待されます。

私は、若者の定住を目指すためには、まず若者にとって“魅力あるまち”でなくてはならないと思っております。そのためには、若者の生活満足度、就業意識、居住意向など現状を把握し、今後の施策形成や事業展開に活かしていくことが必要と考えます。雇用の場の確保と子育ての支援が最も大切だと思っております。そのためには、若者の現状をしっかりとらえ、それを町の施策として活かしていくことが必要と考えます。

そこで町長にお伺いします。

まず、若い人たちの考えや現状を把握するために、若者や子育て世代の実態調査を含めたアンケート調査を行うことが必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、若者の定住対策について現状をどのように認識され、今後、どう取組んでいくお考えなのかお聞かせ下さい。

番外（町長 松田和久）

次に、分割質問二点目の「若者定住対策について」のご質問にお答えいたしたいと思いません。

一点目の「若者に対するアンケート調査の実施について」でございますが、議員仰せのとおり、若者の定住対策は本町にとりまして申すまでもなく重点施策の一つであると私も認識いたしているところでございます。

そのための雇用の場の確保は、今年度より新卒者雇用に対します助成制度を実施いたしております。新年度からは、その人材が企業にとっての後継者となり、定住人口につながるよう段階に応じた研修に取組む計画といたしたところでございます。

本町として今一番なすべきことは、雇用の場をいかに確保していくかということではないかと考えております。その考えから、ご指摘の若者に対するアンケート調査につきましては、現在のところ実施する考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

二点目の「現状の認識と今後の対応について」でございますが、2月1日現在の本町の人口構成は、18歳及び19歳が97人、20代が1,087人、30代が1,483人で全体の17.6パーセントを占めている状況でございます。町全体からいたしますと若者の占める割合は、決して大きいものではないと認識いたしております。

議員ご指摘の今後の対応につきましては、現在、教育、福祉も含めた、総合的な視点に立って具体的な施策の検討を進めているところでございます。

今後の定住支援につきましては、まず“仕事ありき”の思いから、引き続き雇用の場の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

3番（安部大助）

再質問をさせていただきます。

まず、一点目、私はアンケート調査が必要だと思っているのですが、2008年の8月、先輩議員が「Iターン・Uターンの定住対策について」質問されております。その中で、若者に対しては支援やシステムを構築する考えはあるかと質問されております。そのとき、町長は定住するための課題及び意識調査を行って、今後の定住の支援体制を検討すると答弁をされております。また、2010年に私が「若者の意見集約について」質問したときに、若者の自由な発想、豊かな想いなどを受け止めるために、今後は若者に向けて懇談会等開いて、意見を集約したいという答弁をいただいております。しかし、未だに若者に対して意見集約がどうされたのかが表にまだ見えない状況になっております。

そこで、私は、今回若者の意見集約については、しっかりとアンケート調査をして実態把握をするべきだと、それを今後の若者の定住対策の施策につなげていくべきだと考えます。

先ほど「しない。」と言われたのですが、過去のそういった答弁等も含めて再度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

若者定住対策イコール雇用の場確保という印象を受けておりますが、私も若い人たちがここに住むためには雇用がないと難しいと思っております。もし、それが本町の若者定住対策の一番の要の施策であるならば、定住対策課ができて約5年ほど経った現在で、雇用を確保するために定住対策課が今までやってきた事業で、実際どれだけ雇用が確保できたのか、若い人たちがIターン・Uターンされたのか、人数を把握されているのか、検証されたのか、町長の考え方、今の状況をお伺いしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

若者定住対策ということにつきましては、確かにアンケートは実施をしていなかったかも

知れませんが、いろいろな場で、例えば「100人委員会」とか若い人と意見交換をする場が私の場合いろいろありました。やはり今の高校生にしても、働く場所があれば隠岐に残りたいと言っておられる、水産高校でも隠岐高校でも聞いております。

そこで、私は、例えば若者が定住するにふさわしい、そういった職業は何かということから県とも相談をしながら、例えばコールセンターのようなものだったらと取組んでおりますが、なかなか思うようにいってないというのが現状です。

そこで、これからは内在する資源をうまく活用した仕事づくりをしながら若者定住なり、あるいは若者の雇用の場を作っていくということが大事ではないかということをご提案し、そのことで 去年 1年間も進めてきたこともあります。

そういったことを、新年度には方向を出しながら、若者定住対策ということをごまず表に掲げた事業展開を進めていきたい。アンケートを取ればいろんな意見が出てくるでしょうし、今までも「遊ぶ場所がない」、「行くところがない」、「職場がない」などいろいろありますが、私はそういった中で、まず、若者が定住するための職域をどうやってつくっていくか、そのことが最終的には子育てにも、あるいは出生数の拡大にもつながっていく原点だろうと、このように考えながらそういう提案をいたしておりまして、新年度には具体的にその方向を出してまいりたいと考えております。

3番（ 安 部 大 助 ）

確認の意味で質問いたします。

定住対策は確かに雇用も大切だと思うのですが、実際ここで働かれる若い人たちがよそにいかないようにする対策も若者定住対策だと思うのです。

今の町長の考えは、この島で雇用をつくるという考えだということをご聞いて認識したのですが、今度はここで働いている若い人たちを島外に出さないような施策、それも定住対策課の役目と思いますが、そこら辺の町長のお考えをお聞かせください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

実は、若い人の意見を全く聞いていないということではなく、先ほど平田議員の質問に答えたときに計画のことを言いましたが、「次世代育成支援行動後期計画」をつくるときにも、若い人の意見をここに取り入れて、計画の中に盛り込んでいるということでもあります。

私は、個人的には中学校でも高等学校でも卒業した人は、実は一回は都会に行ってほしい、都会の空気を吸って、「やっぱり“隠岐”がいい」、その“隠岐”に「帰りたい」と言われることが“まちづくり”にとっては大事ではないかと私はこのように思っております。

隠岐で生まれ、育って、隠岐で就職して、“都会はいいなあ”と思って一生を終る、そういう人生を本当に送らせていいのかということ、必ずしもそれが全てではないと思っております。例えば向こうに進学する、そういった方が都会で就職しながら、また隠岐に帰って来たいと、隠岐だったらこういうことに対応してくれているじゃないかと言われるような“まちづくり”を私は進めていきたいと思っております。

具体的には、例えば江津の病院が隠岐病院とは少し違ったやり方で、隠岐からも何年間かそこに行かせてほしいという意見があります。それは何かということ、若者の魅力アップ事業に取り組んでいるということです。例えば、あそこから広島に遊びに行きたいと言ったら、忙しくても有給休暇をやりますよといった体制をつくったり、いろいろな対策を講じて若い人をそこに集めようとしているということです。そういったことを、隠岐でも考えていきたい。今、病院でも少しずつ子育て家庭の方が共稼ぎで働いている病院、そういったところで保育を病院の中にも取り入れるといったことについても組合と相談をしながら、先進地視察をやりながら前向きに検討していこうということにしています。そういうことも、若い人の魅力アップ事業になってくる。そういったことも大事ですが、高校卒業して、即、こっちで働きたいという人にも十分応えられることも大事だと思いますし、全てではないと思いますが、そういう考え方で対応していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（石田茂春）

以上で、安部大助 議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 12時06分 ）

議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

午前中に引き続き一般質問を続行します。

次に、9番：齋藤昭一 議員

9番（齋藤昭一）

まず、第一に護岸整備について、高潮対策についての考えということで通告いたしております。

東北東日本の大震災において、その後日本各地であらゆる地震対策が練られております。平成24年1月26日付けの新聞では、佐渡沖マグニチュード7.85の地震が発生した場合を想

定して、県は最大4メートルとしてきた現行の県地域防災計画に大幅な見直しを迫られております。隠岐や島根半島の多くで3メートル以上、最高値は隠岐の島町代地域が9.45メートルと予測されております。溝口知事は「県地域防災計画を見直し、津波災害対策を推進していく」との方針を出しております。

隠岐の島町も県の伝達を受け、各部署が連携して対策を講じていることと推測はしております反面、この想定震源域では500年から1千年間隔で大地震が発生するということが謳ってありまして、ちょっとトーンダウンの傾向ではあると思います。

太平洋の孤島「ツバル」は人口1万人に満たず、26キロ平米ほどの面積で海拔5メートルの小国家であります。地球温暖化の影響だけが要因ではないとしながらも、海面上昇が幾分見られ、また、サンゴ礁でできた環礁は波で削られ土地の地盤沈下などにより、島そのものが水没の危機にさらされており、国民は島を捨ててニュージーランドへの移住が年々何十人という規模で徐々に行われているそうです。

今、地球は人類により急速に破壊されていて、その一つに温暖化現象ということがございます。その要因には諸説はありますが、環境の変化を我々は日々身に感じるようになっております。

太陽と地球と月との動きで海面の干満の差がでます。問題は満潮のときに台風などの大型低気圧が重なって、海面が陸に押しつけられたときに津波となって海や川の防波堤を乗り越え大きな被害が出ます。この現象は最近世界各地で毎年何回となく発生しています。大地震災害は何百年のスパンだが、台風は年々大型化しこのような現象で日常生活を脅かす身近な災害となってきております。

港町合庁裏の旧渡し場突堤が海面下になっている現状を目の当たりにしたこともございます。係留している漁船が陸に上がっているのではないかとと思われるときもあります。このような状況が島を直撃した場合には「ツバル」より低い海拔0メートルの港町は容易に海水に覆われ、多くの家屋が浸水し、生命の危険が発生すると予想できます。

このような現状を見て不安を感じ、合庁の県土整備局、海上保安署に出向いて海面上昇に関する何らかのデータの有無を確認したところ、全く気にもしていなくて想定していないということでしょうか、怪訝な表情でございました。水産局においては、起きてからでは遅いと考えて合庁裏海岸に定点観測施設を設けることと、防波堤を高くすることの意義をいろいろ話をしておりました。

町長は、このような状況を担当の係員や町民からの報告を受けたりして、危険な事態を感

じて対策を想定したことはあるか、定点観測の必要性をどのように思われるか。また、低い防潮堤の箇所を点検し嵩上げの必要があると思われないか、町長の考えを伺います。

先ほども、議員から“天災は忘れたころにやってくる”また、“備えあれば憂いなし”とも言われます。ひとつお考えを伺いたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

まず、「護岸整備について」のご質問でございましたが、「高潮対策についての考えは」の、一点目、「報告を受け対策を想定したことはあるのか」についてでございますが、台風接近でありますとか大雨警報が発令され、家屋や道路に浸水被害のおそれがある地区につきましては、土のうの設置や配布をするなど事前に対策を行わせているところであります。また、西郷港町地区につきましては、ポンプ場を設置していますので、これにより水の排除を行うなどの浸水対策を行ってきたところであります。

議員仰せのように、地球の温暖化現象によりますます大型台風など環境変化が認識されるようになっておりますので、浸水が想定されます地域につきましては、県とも連携をし調査・検討の上、高潮対策などに取組んでいますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

二点目の「定点観測の必要性をどのように思われるか」でございますが、潮位観測地点につきましては全国に187地点ありまして、その1地点が西郷港に設置されておりまして、そのデータを活用しているところでございます。

潮位の変化は、海岸線に暮らす住民の皆様方にとりまして、漁業活動や生活環境に大きく関わってまいりますし、高潮などの対策を講ずる上で重要なデータとなりますので、定点観測は必要不可欠であると考えているところでございます。

三点目の「低い防潮堤の箇所を点検し、嵩上げの必要があると思われないか」ということについてでございますが、近年の台風の大型化でありますとか、爆弾低気圧といわれる異常気象が防波堤を乗り越える波となりまして、港内に係留している船舶に支障を来している漁港や港湾があるのもよく承知をいたしております。

そのため、現在、犬来漁港・大久漁港につきましては、防波堤の嵩上げの整備により、対策を講じているところでございまして、その他の、港湾・漁港の防波堤などの施設につきましても今後調査をいたしまして、整備に取り組んでまいります所存でございます。この点については、水産庁ともお話を申し上げましたが、完成漁港であっても従来のもとは規模が変わってきているということも国も承知をしておりまして、嵩上げ事業には補助事業として対応で

きるといふ確認をいたしまして、大久・釜・犬来、こういった地域が特に厳しいと伺っております、今後もそういった地区があるとするならば国と協議をしながら対応してまいべきではないかと考えております。

それから、震災が何百年に1回でトーンダウンということですが、そうじゃなくて何百年に匹敵する時代に入ってきている。むしろこれからは、どこで東日本のような震災があるかわからないということで対策が急がれるということになっておりまして、決してトーンダウンではなくて何千年、何百年に1回という時期にきているということで、国も対策に講じなくてはということで一生懸命に取り組んでいることを、ご理解を賜りたいと思います。

9番(齋藤昭一)

今、南海地震とか太平洋岸で大きな地震を想定する、富士山もそろそろ噴き上がるのではという話を頻りにやっております。それはそれなりに一生懸命取り組んでいるところですが、我が島はあまりそういう影響を受けていないので、ひょっとしたら忘れてはいないかという危惧がありますので、身を引締めてもらいたいという意味も込めて警報を発したような恰好で申し訳なかつたです。

私は、海拔0メートルの所を気にしているわけですが、温暖化と言いましてもどの位温暖化というのが数字で出ておりまして、氷が融けるのを見るのが一番早いですが、南極にある氷がいくら融けても水位が上がってこない。南極の氷が陸地にあつて、それが流れ出したときに海面が上がるのではないかという懸念を今世界で研究しているところです。一方、温暖化があつて流れた分がどんどん蒸発して水位が上がらないという研究もなされておりますし、それが雨となつて大水害が起これると。何れにしても我々の生活に影響のある話であります。

19世紀から20世紀の100年間で、平均17センチ海面が上昇したというふうに言われております。地球の長い歴史から見ますと、最後の氷河期から100メートルにも及ぶ海面が上昇して、現在上がったたり下がったりの状態で落ち着いているようですが、我々の100年、200年の生活というものは点みたいのもので、今世紀末には数十センチから2メートルほどの海面が上がるのではないかというような話も出ております。これは極端な話で、いろんな研究機関があつて確実なものではないですが、調べていくとそういう結果が出ております。

何れにしても、海面は上昇することに間違いはないということださうです。高潮や津波被害、これらに対して、防潮扉、排水ポンプを設置していくわけですが、そうなると沿岸の地域経済、多くの自治体に大変な負担がかかっていきます。日本における試算例として15センチの海面が上昇するだけで、毎年5兆円以上の被害が出るという試算もございます。それは

農産物等諸々のものが影響してくるということです。このようなことに対して、我々は防災をしなくてはいけないのではないかと。

先日、合庁裏の海岸で海面水面を測って見ました。潮目はちょうど中潮です。岸壁に貝が付着していますが、貝の付着したところから道路の上までというか、大型の漁船が係留中で40センチありました。どちらかというとなさな小型船舶のところでも低いところで20センチしかない。これで決して十分な高さとは言えませんが、町の人に聞くとこの道路は冠水したことがあるそうです。そういうことを皆さんもよく研究をして、それに対応してもらおうようにと、思っている話です。

県に話を聞いても、これはなってからでないといけないというのが話の内容でした。潮目を計るものが置いてあるということでした。計って調べるのが仕事であって、それをどう使うかは彼らの仕事ではないように感じました。先ほども言いましたように、大潮が来て、台風が来て西風が吹いたときに、港町に水が上がってくるという予測がされたときに、潮位計を利用して、来ると思えば警報を発するとか、そういうものに使っていくのが本来ではないかと、だから役場は独自の潮位計みたいなものを設置して、防災につなげていったらと思っ、ていろいろ申し上げているところでございます。

独自の潮位計のようなものを設置して対応する気持ちがあるかないか、ということをお聞きしたい。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えを申し上げます。

これまでも、大型台風などによりまして家屋に浸水があった、例えば河川、飯田でも昔はありましたし、加茂の神社のところでもありましたし、港町でもそういうようなことがあります。これは、常時でなくて災害時にそういうことになっております。私たちが温暖化によりまして、あと半世紀すれば何十センチ上がるとかデータの取り方によって百年すると45センチ上がるという説もあるそうです。そうなってくると、その時代になれば港町はどうなるかという問題が確かにあります。しかし、日常生活には今のところ直接の被害はありません。

今大切なのは、東日本大震災のようなことがあったときに、どうやって人命を救助していくかということ、まず先に考えるべきだということで、あの直後に町内でも逃げ場のないところには階段工でもいいから取りあえず高い所に道を付けて上がるようなことを全町内調べてやっております。

また、例えば佐渡沖でマグニチュード7.8ぐらいのことがあったときに、おっしゃるよう

に確か代地区が一番高くで 9 メートル位とかそういうことがありますので、絶対ないとは言えないということから、建設業協会の方にも協力をいただいて、ここは海拔何メートルですよというようなのを全部付けております。港町では役場の方とか城山さんの所へ行けばいいのですが、緊急の場合のとっさの対策として、あそこの神社の裏から山側まで階段工を付けたりといろんな対策をしております。

今後、議員がおっしゃるようなことが日常茶飯事に見受けられるようなことがあるとするならば、将来的には防波堤を含めての対策が必要になってくるかと思いますが、現段階ではまだ緊急時の対策ということではいろいろなことをやっているということで、ご理解いただきたいと思います。

9 番 (齋 藤 昭 一)

そういう大災害のことを言っているのではなくて、米澤議員からも話がありましたが、日々これは起きうる話だと。毎年台風が大きな台風となってきたら逃げれば良いというものではなく、水の入ってこない設備に替えてはどうかと聞いているのです。30 センチほど護岸を整備すれば水が入ってこないかも知れないと言っているのです。一度水に濡れた家は大抵使いものにならないようになってしまいますから、それを聞いているわけです。私の言い方が悪かったかも知れませんが、そういうことで考えてもらいたい。今後よろしくお願いたします。そういう意味合いで言ったことだと理解してほしい。

番外 (町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えをいたしますが、そういう事案が日常茶飯事で出てくるようなことがあるとすれば、それは整備をしていく必要があると思いますが、今のところは具体的にここを何センチ嵩上げする計画はございません。今後、その辺りまた相談をして、台風があったらいつもそうだとするところがあるとするならば、どういう方法があるか検討させていきたいと思っております。

9 番 (齋 藤 昭 一)

一度大潮のときに見に行ってください。

次の質問にいきます。

隠岐病院地域医療の自覚と改革について、町民に信頼される隠岐病院にするための取組みは、ということです。隠岐の島の住民を代表する町長として、安全・安心を望む町民の基幹医療を担う隠岐病院のあり方はどのようなのであればよいのかを問うものでございます。

隠岐病院に関する町民の関心度は大変高く、病気が完治し感謝していることや病棟が清潔

であらゆる機能が効率的になったなど、褒めることが多く聞かれます。また、隠岐病院をネットのティーカップというところで検索しますと、看護師に関すること、医師の診察に関することなど様々な投書に対し丁寧に返答をされております。内容を見れば本当に丁寧にやっているのが分かります。対応が事務局なのか、医師なのかよく判明しませんが、院長の名前が出たりしてますので両方でやっているのかと思いますが、褒められたことや、ちょっとした苦情に対して円満に解決している様子が伺えます。いわゆる個人攻撃とか誹謗や苦情に対して刑事的なものになるようなものは削除すると載っておりました。

町民の一部から、医師や看護師、事務方への苦情や中傷で大きな負荷がかからないように、発生した場合には早期の対策と解決が必要と思います。もし、このような事態で隠岐病院から医師や看護師が1人減り2人減りした場合には、隠岐の島の医療制度が根底から崩壊してしまわないかと危惧しているところがございます。早期に円満解決を望むものでございます。

要因は違いますが、医師不足ということで、現在都万診療所の常勤医師不在によって地域の方々は、大変不便、不安を抱えているはずでございます。

島根県大田市市民病院は中核医療機関としての環境変化の中、もろもろの要因が重なり医師や看護師の不足によって閉鎖寸前に追い込まれた、病院関係者や住民は大変苦労した実例があります。よく検証して、第二の大田にならないよう細心の注意が必要であると思います。

隠岐病院は県や市立病院のような規模や機能を持ち合わせてはなく離島地域医療機関であります。そのことは住民は納得していると思います。受診者は悪い病気があるのかと思い病院に行くわけですが、対応するスタッフ、まず入口から始まって受付からいるんなところを通りますが、対応するスタッフは病人の気持ちを分かっているのかなあと傍で見ていて少々疑問を感じるところでございます。組織の縦割り業務の枠を取り払って、職員間の業務の風通しを良くして、隠岐地域医療の要として利用者に愛され信頼される病院になることが肝心であります。

このような事態を鑑みて、病院スタッフ間の風通しのよい業務体制の中で住民に信頼される医療機関にすること、よりよいサービスの向上に努めることが必要だと考えておりますが、町長が理想とする地域医療のあり方をどのように考えておられるかお尋ねしたい。

番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「隠岐病院地域医療の自覚と改革について」のご質問にお答えをさせていただきます。

隠岐病院の役割は、住民の皆様方の医療ニーズに応え、隠岐圏域における他の医療機関と

連携し、町民の健康と安全・安心を確保していくための医療を提供することである、そういう場所であると理解をしております。

また、隠岐の島は離島が故、全ての患者様を一旦引き受け、ある程度隠岐病院で治療を完結することが求められている、そういう病院であるというように考えております。

しかしながら、議員ご承知のとおり、高度医療や特殊な医療につきましては、隠岐病院では体制を整備することは困難であり、本土の専門医療機関にお願いしている現状でございます。より早く安心して患者搬送するためのヘリポートを新隠岐病院の屋上に整備し、患者の診療情報が搬送先病院でも把握できる「まめネット」の普及を図るなど医療連携にも取り組んでいるところでございます。

隠岐病院では、地域住民に信頼される病院づくりを目指し、「患者満足度調査」の実施や「医々とも座談会」の開催、「まめなかの」などの隠岐病院広報誌により、幅広く町民の皆様からのご意見等を取り入れた医療の提供に努めさせていただいております。

今後につきましても、病院スタッフ間や町民の皆様方と意見交換をさせていただきながら、サービス向上に努め、町民の皆様や患者の皆様から信頼され愛される、そういった病院にしてまいりますために努力をしていくべきだと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

9番（ 齋 藤 昭 一 ）

一つの事例として、益田市では市民に協力を願って取り組みをしております。少し紹介しますと、かかりつけ医を決める、救急車は本当に必要なときにだけ利用する、コンビニ受診を控える、電話相談を活用する、など載っております。

かかりつけを決めるというのは、かかりつけの医院を受診して、総合病院は二次受診というルールを守ることによってスタッフの加重労働を減らすことができる。救急車を本当に必要なときに利用するというのは、救急医療を必要とする人を救うがためのもので、このルールを守ることが必要である。コンビニ受診を控える、これはスタッフが揃っている受診時間に受診することが医師や看護師のため以上に患者にとっても重要である。電話相談を活用するとは、応急手当の方法とか、受診すべきか迷うときにはまず相談。無用な受診が無くなれば医師等の加重労働が減るなど、隠岐病院もこのような取り組みが必要ではないかと思っております。

「医々とも座談会」ではいろいろおっしゃっておられますが、これは町民の協力のもとに品位のある病院になるかと思っておりますので、隠岐病院から発信されたのは見たことないですが、こういう町民と一緒にした取り組みというのは、どのようにやっておられるか分かればお伺

いします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

齋藤議員の再質問にお答えいたしますが、実は医師が本当に島根県はいません。県当局も4、5年前には後5年待ってくださいということでしたが、最近では、いやまだ、5年待ってくださいということです。

そういう中で、私どもの町では、都万診療所と五箇診療所、中村・布施と診療所を抱えておりまして、これは国保診療所ですが県はこれを何とか隠岐病院のサテライト病院にしていただけませんか、というのが県の本当の気持ちです。そして、毎日隠岐病院からどなたか先生が行って診察すればいいではないですかと言わんばかりのように聞こえますが、しかし特に交通機関も不便ですし、各地域の皆さんは“かかりつけ医”がほしい。この国保診療所はなくしてほしいというのがお気持ちです。そういう中で、「もうわがまま言わんでください」といわんばかりのことを言われますが、私はやめる気はありません。そのために、診療所の医師は我々が全国へ応募して頼んで、連れて来てでもやりたいというのが、我々の思いでやっているところです。

そういうことで、隠岐病院とそのかかりつけ医である診療所を連携させながら、隠岐病院の手を少しでも楽にしていくというためにも、診療所の機能を充実させることで対応させていただいているところであります。

益田の病院の関係で、最近では隠岐の子どもさんで学校を出て、一旦は益田で働いてみたというぐらいに魅力ある病院であることも伺っております。そういった事例も、今後隠岐病院も取り入れられるものは取り入れていきながら、若い看護師さんからも本当に納得してもらえるような体制整備を今後は作っていく必要があります。

もう一つ、50歳前後で辞められる看護師さんが最近特にみられます。それはどういうことかということ、私も実際入院してみたら夜中は仮眠室でもあるかと思っていましたら、そうではありません、夜中中走り回っております。朝6時には交代だといいいながら9時までは帰れないというのが実態です。「もう50もなったら疲れて辞めさせてもらえませんか。」というのが実態です。そういった方のために、いったいどうしたらいいかということも、今まさに広域連合の方で検討を、どうしたら辞めなくてすむ体制ができるか具体的に検討を今進めているという状況でございます。

そういったことで、病院問題はいろいろ課題を抱えておりますが、精一杯住民の皆さんの安全・安心の確保に向けて取組みを強化してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを

いたしたいと思います。

9番(齋藤 昭一)

私も1年数か月前に隠岐病院で母を看取ったのですが、数日間私も泊りもしました。夜中に何回も来られます。実態をみると本当に大変な仕事だなと思いました。重労働です。一生懸命にやっているスタッフの方々を減らしてはいけない、もっともっと逆に増やして楽にしてあげたいという気になっております。いなくなったら隠岐の住民はどうするんだと、本当に危惧しておりますので、是非とも住民と一緒に我々の病院として育てていてもらいたいと思っております。

町の中の医院はたくさんありますが、都万や五箇、布施、中村の方は医院がございませんので、今町長の言ったそれは、決してないがしろにしないように十分に考えてやっていただきたいと思っております。

議長(石田 茂春)

以上で、齋藤昭一 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

5番(前田 芳樹)

さっそく質問に入らせていただきます。

一つ目ですが、向ヶ丘地区の上水道改修計画についてでございます。

その中の1項目ですが、地区からは笠松牧野開設時の要望であったが未だに上水道改修について対処していない。地域住民の日常生活の切実な要望をどうとらえているのかという点についてお伺いします。

水道をひねってみましたら、水圧も無く、まるで勢いがありませんでした。扇状地にある勾配差の大きい傾斜地集落の上部の居宅では極端に水圧が低く、下部に位置する居宅では逆に水圧が高すぎて機器故障を招いて困っているというのです。

水源井戸は、集落上部の居宅との高低差も少なく、農業用溜池の堤体すぐ下にありまして大雨の後は水道水が濁って困っているといえます。25ヘクタールもの水源涵養林を伐採して集落のすぐ上隣りに町が笠松牧野を開設した地区説明会のときに、地区要望として上水道の改修を申し入れたが、未だに町は何もしてくれないと言って不信感さえ抱いているようでございます。

牧野開設には黙って協力をさせて、頼まれたことは放置しているとなりましたら不合理極まりないことでございます。戸数8軒・住民20人の小集落が、地区にとっては大きな課題で

ある上水道の改修を切実に要望しているのをごさいます。しかも、人が日常生活をする上で
の最低条件である上水道の整備は行政に責任があるはずでございまして、たとえ少数と言え
ども真摯に受け止めて対処するべきではないかと、この点どうとらえているのか町長の見解
をお伺いいたします。

2項目、要望してから既に4年が経ち、これから5年先の計画とされているようですが、
もはや計画とは言えないのではないかと。どう考えているのかという点についてです。

笠松牧野開設の地区説明時から既に4年が経ちまして、昨年にはたまたま地区民は陳情書
を提出しております。その陳情書に対して、「これから5年先の計画です。」と口頭で返答し
ているそうですがそれを聞いた80歳のお婆さんは、「長いこと待ったがワシが元気なうち
にはようならんな。死んでしまうわ。」と溜め息をついたそうでございます。この程度の規模の
工事で、要望してから4年が経ち5年先に設計が始まり完工は6年先とは、もはや計画とは
言えない単なる先送りではないかと感じるのをごさいます。

財政再建も大事です。そして地域の元気臨時交付金や特別交付金が出ましたら、すぐに基
金積立金に積み立てて財務改善を進めることも大事です。業務上必要なコンピューター更新
に一般財源から3億数千万円を拠出することも仕方のない大事なことでございまして。ただ、
明日の水道の水は濁っていないかと心配する住民の日常生活も大事でございます。このさじ
加減が難しいところでございますが、大規模工事でもないこの上水道改修に計画期間が10
年もかかっては行政の責任を果たしているとは言えないのではないかと。この状況について
の町長の見解をお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の前田議員のご質問にお答えいたします。

「向ヶ丘地区の上水道改修計画について」のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

向ヶ丘地区の水道施設は、昭和58年に改修され、それ以降浄水施設及び配水管等で老朽化
が進み、水圧の高低差や水質の変化に一部対応しきれないなど、管理に苦勞しながら対応し
ているところであります。

本町のすべての水道事業は、町が責任をもって運営しておりまして、規模の大小に関係な
く同様の対応をとってまいってきたつもりであります。

向ヶ丘地区の施設改修につきましては、平成29年度から平成30年度の2か年での改修を
計画しているところでありまして、向ヶ丘地区へもそのように話し合いをし伝えてきたと
ころであります。

平成 28 年度までは、簡易水道の統合計画を進めていますので、これ以上の事業の前倒しは難しい状況であるということをご理解いただきたいと思います。

ただ今のご発言は、私にとりましては、そういった危機的な状態の話は初めて聞いたと私は理解しております。合併当時の五箇支所の話では、長尾田が一番問題だ、これが改修すれば五箇地区は大体整備は良いということで、ミニマム施設であり少し雨が降ると濁るというようなことでは、それは生活できんではないかと早急に対応をすべきだということでさせた事例はありますが、向ヶ丘については協議でここまできていると思っているものですから、前田議員がおっしゃったことと我々の理解は少し違うのではないかとこのように思っております。

5 番（ 前 田 芳 樹 ）

一言だけ再質問いたします。

今のお言葉を聞きますと、その切羽詰まった感じを全く受け取ってないと言うことでございますが、地域住民から聞きますと、濁って困っている、水圧がなくて困っている、何とかするように言ってもらえないかと再三言われるのです。そこら辺がズレがあるようですので、今後、地域住民の意見・要望を機会を見つけて聞いてやるべきではないかと感じました。その点どうでしょう。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

私どもの資料では、この要望書が出たのが平成 25 年の 7 月だそうですが、五箇支所へ提出され 9 月水道課へ回ってきたことを受けて、処理表のとおり五箇支所長より向ヶ丘区長へ 9 月区長会の席上で回答をされたということです。

五箇支所では、近年の要望事項を整理し進捗状況を、調書の取りまとめ、平成 26 年 2 月開催の区長会でこれも報告をされている。25 年の回答以降、五箇地区からは更なる要望はないということになっております。

本当に緊急事態ということになれば、私は「出前町長室」で、いつでも行きますということできてますから、もしそういう実態が本当にあるとするならば当然早く何とかしてあげなくてはならない。新しい水源を見つけるまでもなく、ろ過池を何とかするとか、改修しなくてはいけないということが当然出てくるとは思いますが、そういう話は担当課からも聞いておりませんし、地元からも我々のところには入っていない。いかにも不真面目というような感じがしますが、私は小さいからとか、そういうことでは全くやっておりません。均衡ある発展というのは、たとえ 5 軒でも 10 軒でも一緒だと職員には話しておりますので、そののと

ころはひとつご理解をいただきたいと思います。

5番(前田 芳 樹)

次に、二点目の質問に進みます。住民・自治会等からの要望書や陳情書への対応措置についてでございます。

提出者に対する返答・説明・協議・追跡調査がなされていないものがあるのではないかと、要望書や陳情書への対応要領と姿勢はどうかということでございます。

住民及び自治会からの要望書や陳情書は、いろいろな経路で提出されているだろうと推測しますが、最近の各年度ごとに要望書が何件、陳情書が何件で対応措置完了が何件で、継続的なものが何件あるというような追跡的な把握がなされているのでしょうか。ちなみに各年度ごとの状況はどのようになっているのでしょうか。多くの書面提出があるはずですが、対応措置が取られて解決したものは良しとして、正式に回答もせず未解決で放置状態のものがありはしないかという点です。

要望書や陳情書は、行政が住民レベルの社会的なニーズを直接的にとらえることができる大切な機会であって、これに対する丁寧な対応が求められるはずでございます。忙しくて手が足りないからなどと追跡もせずにはならないことは当然でしょう。書面で提示されたものには整然と文書で返答するべきではないでしょうか。

庁内検討を踏まえたら、次には提出者に対して正式な場所で説明をし、協議をなし、結果は文書で回答し、その後の段階へ進むべきではないでしょうか。

対応要領が曖昧にされているのではないかとと思われるので、これに対する町長の見解をお伺いいたします。

番外(町長 松田 和久)

分割質問二点目は、「住民・自治会等からの要望書や陳情書に対する措置について」のご質問でございました。

要望書や陳情書の中には、回答を求めているものとそうでないものがございます。回答を求めているものにつきましては、関係課連携のもと十分な検討をした後に、電話や書面で回答するよう努めているところでございます。

また、常日頃から、職員には町民の皆様方の要望等につきましては多少無理な事案でありましても、一度持ち帰り検討した後、回答するよう指示をいたしております。その回答ですが、時間が経ちますと「やはり検討していない」と思われますので、一週間以内にどういうことを今検討しているのか、検討するのか、というのを伝えていくのが真摯な受け止め方だ、

その上で「あと数か月かかります、ちょっと待ってもらえませんか。」というぐらいな対応を是非するべきだということも課長会では申し上げております。

今後も、要望・陳情の提出者に対します返答、説明、協議、調査がおろそかになりませんように、課長会で更に確認をし職員への周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：池田賢治 議員

2番（池田賢治）

それでは、通告しております質問について伺いたいと思っております。

建設業の入札予定価格の引き上げによる経済対策と雇用の確保について、お聞きしたいと思っております。

本町における定住対策事業の一環として、昨年度から「新卒生徒の就職促進支援事業補助金1,260万円が新設され、更に新年度予算においては1,770万円が132パーセント増の2,926万円の計上となり、若者の定住対策、地元企業の雇用対策としての事業予算に大きな評価をるところであります。

しかしながら、ここ数年の建設業界は、民間需要の縮小、建設資材の高騰、また金融機関の引締め、更には予算の大幅削減による公共事業の減少により、建設各社の受注高が大幅に減少し業績がますます悪化する状況であります。

これらの要因によって、賃金の低下など技能労働者の就労環境が悪化し、建設業で働く人手が不足して公共工事に影響が出ている問題があります。

全国的にも東日本大震災の復興事業や自治体の防災事業等で、建設需要が急激に高まっているものの技能労働者の確保が追いついていない現況であり、また県下においても、平成25年度公共工事の設計労務単価が約4パーセントアップされたにもかかわらず、人材不足、技術力低下、後継者問題、更には下請け業者の保護等、人的課題があげられております。

そこで、人手不足に加えて資材価格の高騰が急速に進む中、公共工事の予定価格である落札上限額と業者が採算確保に必要な実勢価格との差額を縮小するためにも、公共工事の予定価格算出に用いる建設現場の職人一人当たりの基準賃金である「公共工事設計労務単価」を引き上げ、予定価格を見直すことによって、若年入職者の雇用対策、人材確保や公共工事の依存度が高い建設業の重要性を再認識され、安全・安心の生活を守るため、また活力あ

る“まちづくり”に取り組むためにも官民一体となって本町の経済対策を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の池田賢治議員のご質問にお答えをいたします。

「公共工事設計労務単価の引き上げ」についてのご意見、ご指摘であったかと思いますが、本町における公共工事の積算を行う上での労務単価につきましては、「島根県建設工事積算基準設計労務単価」を使用し積算いたしております、県におきましては本労務単価を公表しているところであります。

本年2月、国においては昨年度に対し全職種平均で23.2パーセント、県におきましても19.1パーセントの労務単価を引き上げているところであります。

本町におきましてもこれを遅滞なく積算に反映しており、今後も国・県の労務単価の改正に合わせ迅速に対応し、本町経済の好循環に支障を来さぬよう適切な公共工事の積算を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番（池田賢治）

再質問いたします。

一昨日の全員協議会で、建設工事の労務単価が平成25年度に平均11.93パーセント増となったという新単価表の資料をいただきました。先ほど町長の答弁にもありましたが、国においては、人手不足や資材費の高騰を考慮して、年明けの1月に公共工事の予定価格算出に用いる職員一人当たりの基準賃金を平均で現行比率7.1パーセント引き上げるとしております。既に通達されたものが今回の答弁と理解をいたしておりますが、引き上げられたものが新年度に反映されると思っております。

予定価格を引き上げることによって、給与の処遇改善、安心して働ける環境をつくることによって人手不足の解消とか、また現場で熟練が必要な技能就業者の育成、ひいては予定価格を引き上げることによって入札不調の解消にもつながるのではないかと考えます。

私も、以前隠岐病院が新築される際に、地元の経済対策・雇用対策ということで地元業者を優先とし、その方針は地元業者がいなければ県内の業者に、県内にいなければ県外の業者にとということが一応の基本だったわけです。地元業者の方も非常に注目された設計の段階において、プロポーザル方式を導入し、結果的には、県外の業者に決定されたという経過があります。

県外設計業者が県外価格ではじく設計単価と、地元設計技師がはじく離島がゆえの実勢価

格とに数億円の差が生じ、地元建設業者も入札参加を断念し最終的には本土の大手業者に決定したという苦い経験があります。

そういうことも踏まえて、是非とも予定価格等の見直しを実施していただいて、新年度予算は昨年度より3億5,000万円の増額となっております。公共工事等の投資的経費が増額になって22億7,000万円の積極的な予算をつくったと町長は施政方針に挙げておりますので、施政方針に基づいた本町の地元企業の景気対策、活性化対策となるように期待をすることがありますが、再度町長の所見をお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

池田賢治議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

基準設計労務単価の改定があれば、速やかに我々もそれを使うということは勿論のことですが、長い間公共事業が大幅に圧縮されてきて地元でも資材屋も四苦八苦といった中で、例えば資材単価にしても割増率というのがあるわけですが、割増率を掛けても地元の仕事がないために資材屋はやっていけない、それだけでは売れないわけです。例えば、1,000円するものが1,100円になったとしても、基準単価が何パーセントか上がって、それでもやれないから1,300円、1,400円でやらないとできないわけです。そういう実勢単価をある程度は加味していくものもあっていいはずですが、ところが、とったものを6掛けしたりするために、特に建築の関係が長い間入札不落になって最低見積りをした、また相談する、そういうことが長く続いております。

そういう実態をもう少し設計側も注目してもらって、もっともっと離島の厳しい実態というものを理解する中で設計がなされれば、入札が不調になることはないわけです。

先般も広域連合でちょっとありましたが、そういうことに今後もっともっと反省をさせながら、本当にこれでやれるかどうか、ということも吟味させて、設計にあたらせたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番（池田賢治）

再々質問ではありませんが、新年度予算の22億7,000万円の基本となるものは、景気対策と若者の定住対策、経済対策が大きな柱と考えるので、この予算が有効に活用されるようをお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（石田茂春）

以上で、池田賢治議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時55分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 14時40分)

議長(石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時55分)

引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

7番(齋藤幸廣)

通告に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

これまでも、いろいろ町村合併以来約9年と何か月が過ぎ、今年度において10周年を迎えようとしております。私はこの10周年を迎えるにあたって、10年間と表現させていただきますが、これまでの隠岐の島町の10年間を振り返り、検証・評価をしなければならないと考えております。その際、客観的に検証していくことが重要であると考えております。ですから具体的数字、あるいは事実によって話を進めていきたいと思っております。

これまで、再質問、再々質問のときに町長はよく「そういうことは全国の離島、中山間地の抱える共通の問題である。」とか「これこれこういう取組みをしている、しばらく見守ってほしい。」というような言葉を再三使われていました。しかし、しばらく見守ってきたから、今の困難な課題が山積し、首が回りにくくなっているというような状態を作り出してきていると考えざるを得ません。事業の効果があつたのなら、その根拠を客観的な数字、あるいは事実で示してください。このことはお互い肝に命じて議論を進めていきたいと考えております。

そこで、お伺いいたします。まずお聞きしたいことは、この10年間で人口は2,500人近く減少したということでございます。同僚議員も触れられていましたが、今年2月1日には15,186人という数字がはっきりと出ております。この数字は10周年を迎えるというこのときにあたって15,000人の大台を割り込むのではないかとという勢いがあります。10周年記念を待たずしてそういう事態を迎えることになりはしないかと、私も憂慮しているところでございます。私にとっても想像以上のものであったということは、否定はしませんが、しかしこのような事態の前に、この10年間町は人口減少に何とか歯止めをかける、そのような効果的な対策をタイミングよくとってこなかったのではないかとというふうに私は考えます。町長の所信をお尋ねしたいと思います。

私は、人口減少を全く止めてしまえというようなことを言っているわけではありません。

人口減少のカーブをもっと緩やかなものにできなかったかということをお問うているわけです。町としての独自の対策を取ってきたとは言えないと考えているところでございます。このことについて、まずお答え願いたいと思います。

そして第二にお伺いしたいことは、観光客すなわち交流人口の減少です。観光課の昨年9月の資料によると、推定交流人口は153,112人から平成24年度には126,684人となり約17パーセントの激減です。これは隠岐諸島全体の数字です。隠岐の島町の数字はそこからはじき出されてはおりませんが、推定するともう少し悪くなるのではないかとこの恐れがあります。

これについても観光協会はもとより、町は効果の出るような対策をとってこなかったのではないかとこの疑問を抱かざるを得ません。町長はどういうふうにお考えでしょうか、ご答弁をお願いします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、齋藤幸廣議員の「合併後10年を迎え、この間の町の施策について」のご質問でございます。

一点目の「人口減少の歯止め策とその効果について」でございますが、本町の人口減少の現状につきましては、議員ご指摘のとおり間違いございません。私も大変憂慮しているところでございます。この状況に対する特効薬のような効果的な対策がないのも現実であると考えているところでございます。

しかしながら、手をこまねいているばかりではなく、本町では、全課・全係が定住人口確保に向けた施策に日々取り組んでおり、複合的な対策を実施していると考えているところではございますが功を奏していないというのが現状ではないでしょうか。

特に、人を育てる教育、働く場の定住、地域で一生暮らす福祉についての施策は、三本の矢のごとく、重層的で効果的な対策になっていると考えているところでございます。

平成17年と22年の国勢調査比較では、1ターン施策を積極的に展開している海士町が8.0パーセントの減少、複合的に施策を展開している本町が8.2パーセントの減少、西ノ島町が10パーセントの減少、そして知夫村が9.4パーセントの減少となっている状態です。

本町では、あらゆる施策の積み重ねが人口減少の抑制につながっていると考えております。今後も教育・定住・福祉を中心に総合的に対策を講じてまいりたいと考えているところですので、ご理解賜りたいと思います。

次に、「観光客減少への効果的対策について」のご質問にお答えいたします。

隠岐観光協会が発表いたしております推定交流人口数の昨年 12 月までの状況でございますが、対前年で概ね横ばいが続いているということでもあります。

今年度も島外への誘致宣伝活動については、隠岐観光協会を中心に積極的に行っており、各支部組織でありますそれぞれの町村観光協会も受け地整備を図ってきているところであります。しかしながら、実績としてはその成果が大きく見えていない、そういった現状であるかと思えます。昨日の山陰中央新報にもそのことが出ていたかと思えます。

しかしながら、都市部あるいは県内において観光情報説明会等行い、隠岐の認知度アップと誘客活動を積極的に行っております。先週も大阪へ私自らも隠岐島観光協会会長の立場で誘客活動に努めてまいってきたところであります。

また、FDAチャーター機の受入れや航空機を使った閑散期対策として、大阪・東京からの「フユオキ」「ハルオキ」といった誘客イベントを行い、隠岐の魅力発信と認知度アップを図る努力を続けてきているところであります。

幸いにも大相撲の隠岐の海関を始めといたします郷土力士の活躍や、「隠岐の島ウルトラマラソン」の人気等もあり、全国ネットのテレビ等、マスメディアで隠岐が取り上げられる回数も数段に増えてきていることも事実であるかと思えます。

本町といたしましては、隠岐空港利用促進事業との連携や、レインボージェットの就航を好機ととらえ、誘客宣伝活動の強化を図ってまいりたいと思えます。また同時に、来ていただいたお客様にいかに満足していただくかといった観光サービスの質の向上を図るため、町観光協会や町商工会及び事業者が一体となった仕組みづくりにこれからも努めてまいりますので、是非ご理解賜りますようお願いいたします。

7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今の答弁を聞かせていただいて、非常に残念でならない部分がありましたのでそれについて再質問を行います。

人口減少についてですが、この人口減少について資料が国勢調査を基になされているわけですが、まずその前に注意しなければならないのは、日本の社会というものは二重構造という社会が、戦後一貫して続いてまいりました。それはいろんなところで現れております。都市と農村、大きな都市と小さな地方都市、あるいは地方の中でも小さい自治体、大きい自治体の中で。

今、隠岐の島町は隠岐諸島においても 15,000 人の人口規模の町でございます。一方、海士、西ノ島、あるいは知夫、2、3 千人強の規模の町でございます。そこにおける人口が減少して

いく過程というのは一律にそれを見るわけにはいきません。大きい所にはどうしても人口減少というものは、影響が小さい所よりも少なくでるという傾向がどこでも見られると思います。

今、隠岐の島町においても人口減少ということを考えると、中心である旧西郷地区と旧五箇、旧都万、旧布施との差は歴然としたものがあると思います。そういうことを考えていくと、一律に人口減少の数字を規模の大小を別にして比べると、Iターン施策を積極的に展開している海士町は8パーセントぐらい、複合的施策を展開している本町は8.2パーセントの減、何でIターン施策こういう言葉がでてくるのがおかしいが、そういう施策をとろうがとるまいがこの歴然とした差、8.2パーセント本町の方が大きいわけですから人口減少が。こういうことに考えが至らないということが非常に残念でなりません。単純な比較ではなく、もう少しそこの計数を考えた上で比較すべきだと私は思います。

平成17年、22年、国勢調査の数字で出しておられますが、私はこの10年間を振り返って、10周年を迎えるにあたってこれまでの検証・評価が必要ではないかということで最初にお断りをしたはずですが、22年までの数字で比較されても私は納得ができません。

本当は16年から25年ということで比較していただきたいのですが、隠岐の島町においてもそういう比較はできたはずですが、国勢調査の比較に頼らなくても。

私、今回詳しい比較をすることができませんでしたので、今ここに島根県の公益財団法人島根県市町村振興会が出している「市町村データブック」というのがあります。ここに人口の数字が出ております、17年から25年までの数字が。これは単年度毎の数字を見ると、隠岐の島町が出している数字より少し低くなっていますが、変化を見る上においては支障はないと思います。

ここで、ちょっと比較してみたいと思いますが、この25年までの比較をみると海士町はマイナス8.7パーセント減少しております。西ノ島町が14パーセント減少、知夫村が16.7パーセント減少しております。そこで我が隠岐の島町は12パーセントの減少であります。隠岐の島町の今の状況を見ると、海士町に比べて減少幅が非常に高い、西ノ島、知夫に比べたら少しは良いという数字です。町が、本当はどれくらいこの10年間で人口が減ったのかということ、自ら数字を出してきちんと自分の持っている数字ではじかなかったのかここが疑問に思えてなりません。町長のご所見をお聞きいたします。

それと、これを比較しても、隠岐の島町の取組みは人口減少を抑えていこうという独自の取組みが私はなされてなかったのではないかと、ということに対するご所見をお願いいたします。

す。

それと、観光交流人口の減少ということについても、観光協会が発表する推定交流人口数が12月まで横ばい、対前年で横ばいという表現でしたですね。観光協会が12月までの状況で判断されたということで対前年度横ばいと出てますが、これを見て本当にのん気なことを言っているという気がしてなりませんでした。もっと大変な減少をしているという想像をしていたわけですが、ちょうど昨日の山陰中央新報だと思いますが、県がはじき出した数字です。島根県全体としては非常に増えているわけですが、出雲部において。だけど西部、隠岐は減少、13年調査となっておりますので昨年度であります、速報値だと思います。

隠岐は今客数という表現で8.1パーセント減、18万6,000人となった。そして宿泊客について調べたところ同様に隠岐は7.7パーセント減、9万3,000人と、これについては10年間のデータがないのでどうにも言えませんが、そういうことが懸念されている中で、12月の状況で観光協会が対前年度で横ばいになっておりますという言葉がでてくる事態が残念でなりません。このことについて、町長はいかがお考えでしょうか。

番外（町長 松田和久）

ただ今、国勢調査の数字をいろいろ言われましたが、実は合併をいたしました平成16年10月1日、17,613人でスタートいたしております。今年2月1日、15,186人ということですからこの10年間で2,427人が減少している状態であります。つまり、旧五箇村、あるいは旧都万村の人口に匹敵するぐらいの人口が減ってきているという現状であります。そのことを頭におきながらいろいろ議論をしてきました。17,613人というのは常に頭に入れて発言をしてきたつもりであります。

昭和40年代に過疎地域の活性化計画でありますとか、辺地総合整備、そういった法律ができていろんなことをやりました。しかし、全国津々浦々これは功を奏したかということ、功を奏してないというのが実態であります。あと半世紀もすると、今1億2,000万人の人口が8,000万人台に下がるという大きなコーホート率法という法則で見込みがされております。そういう厳しい現状の中で下がるにしても、下げ幅を緩やかにするためにどうあるべきかという議論が進められてきております。

先ほど海士町のお話がでしたが、海士町はこれを何とかしなくてはならんということで、交流人口の拡大ということでやってきております。私どもの方は、まだ15,000人口があります。その人たちが本当にこの島に住んでよかったと言えるような“まちづくり”を中心に進めてきておりますから、いささか島前とは違うものがあります。そういう中で、あらゆる

対策を講じてきたのです。決して、私は何も手をこまねいてしていないというわけではなかったと、職員も一生懸命頑張ってきたにもかかわらず、これは歯止めにならなかったというのが事実ではないかというように考えております。

今後、それではどうしたらいいか、今日の午前中にも議論がありましたが、もう少し若い人が生産人口といわれる人口が、この島でも安心して生活ができるための雇用対策も含めて抜本的に改善を図っていかなくてはならんということを、去年、一昨年から言い出しておりまして、そして内在する資源をうまく活用した“島づくり”でないと、なかなか若い人が飛びつくような仕事といっても離島では難しい現状ではないかと私は思う。そういう中で、そういったことを進めながら子育てや福祉についても考えていかなくてはならない。

やはり、公共事業をもう少しきちっとやって、所得を上げながら、それが扶助費に回るような対策を講じることが大事だと、まず循環経済をどうやって立て直すか、そういった中で消費経済もプラスさせていくような政策が絶対必要だと考えて、今、職員といろいろ話をしながらやってきておりますことを、是非この際、ご理解願いたいと思います。

次に、観光の数値でございますが、24年度と25年度では横ばいということですが、これを15年度と比較をいたしますと77.3パーセントということで大幅に減ってきているというのが現状であります。これも否定することはできません。

今、国に向けていろんな話の中で、尖閣諸島、竹島問題が国でも大きな問題になりつつあります。そして国境離島振興法をつくるべきだという意見があることも事実であります。やっとな、国境離島、国境地域、離島地域の役割、機能というのが大事だということが大分議論されてくる中で、このことも5年前から、なぜ我々の地域は航路運賃が高いのかということも先頭切ったものを申してきております。やっとな離島振興協議会で、このことを正式な要望活動に数字で挙げて活動は今始まっております。

昨年10月、離島振興法60周年記念の式典で私を表彰すると、しかし私はこれをやり抜かない限り、緒に就けない限り、私は絶対表彰なんか受けないということで断固断ってきております。そのぐらいの覚悟で、自分の任期中に何としても低廉化対策を緒に就けて、そして交流人口の拡大にもつなげる方向を出して退いていきたいということを考えておりますことを、是非ご理解賜りたいと思います。

7番(齋藤幸廣)

今の答弁の中で、町長はいろいろな対策をやってきたと、しかし効果はなかったということですね。だから効果はなかったという評価ですね。まず、効果はなかったということ

を認めてください。

それと、私は、これからどうするかということを知っているわけではありません。この10年間を振り返ってどう思うかということを知っているのです、それが一番目。

二番目として、観光客あるいは交流人口の推定値は、9月の議会のときに観光課から提出された資料でちゃんと数字が出ております。年々減ってきている。前年度と比較してと出して出されても意味がないのです。今日私が尋ねているのは、この10年間を振り返ってということを知っているわけです、もう一度お尋ねいたします。

番外（町長 松田和久）

先ほど申し上げましたように、離島過疎法でありますとか、辺地総合整備法も全く功を奏していないわけではありません。また、我々の打ったいろいろな活性化計画も全てが駄目だということではありません。定住人口が減ってきております。ですから、やった割にはその効果が今少し出ていない。全くないのではなく、これをやらなかったらまだ大変なことになっているかわかりません。それはじわっと悪くなってきましたが、ですから100パーセント功を奏してない、全てが失敗だったということを知っているわけにはいきません。

そうではなくて、やってはきたが結果として数値的には下がってきている。ですから、これをやらなかった場合と比較すると大きな問題となってくると思いますが、やったからこのくらいになってきているというのが実態ではないでしょうか。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

次に、観光客数ですが別に隠すつもりはありませんが、前年度と比較するとこうだということを知えず観光協会は言っております。全体としては77.3パーセントまで下がってきてはおりますが、前年度と今年度を比較するとこういう状況ですという説明ですから、そういうことをご理解願えませんでしょうか。15年と比較すると77.3パーセント、つまりもう30パーセント近くも減ってきている危機的状況であるということも認めているところであります。

議長（石田茂春）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

次に、1番：西尾幸太郎 議員

1番（西尾幸太郎）

通告どおり「ふるさと納税」、隠岐の島町においては「ふるさと隠岐の島応援寄付金」について質問させていただきます。

昨年9月の定例会において、町長よりふるさと納税の支払い方法及び寄付者に対する特典について検討するとの答弁をいただきました。あれから半年の間に、テレビや新聞・雑誌などにふるさと納税に関して取り上げられることも多くなり、隠岐の島町においても早急にふるさと納税の見直しが求められてきておられる状況だと思えます。

県内自治体においても、安来市に続いて浜田市がふるさと納税の見直し等々行って、その取組みについて新聞等のメディアに取り上げられて注目を集めたのも記憶に新しいところがあります。

近隣自治体においては、米子市が地元企業と協力して“大山どり”とか“ハム”であるとか、寄付者へ特典として送るように特典を拡充して、寄付金額が2008年度1,067万円から2012年度は8,906万円に、また長野県阿南市町、これは人口5,000人で予算規模も50億円で隠岐の島町の3分の1ほどの規模の町なのですが、ここでは2013年5月から寄付額と同等額位のお米を贈るようにしたところ、この町についてはクレジットカードの決済にはされておりませんが、2012年度270万円だった寄付金が、昨年11月時点で申し込みが殺到して申し込みの打ち切りを行って、その時点で寄付金額が1億円を超えていたという先進事例もあります。

既に県内や近隣自治体、その他全国の自治体がふるさと納税の見直し改善に着手している中で、隠岐の島町もこれらの自治体の情報収集等を行うことによって、見直しとか検討に時間を要さなくても取組みができるのではないかと思います。

そこで、昨年の9月からのふるさと納税に関する検討の進捗状況の説明を求めます。

番外（町長 松田和久）

ただ今の西尾議員のご質問にお答えいたします。

「ふるさと納税に関する検討の進捗状況は」ということについてのご質問でございましたが、9月定例会において申し込み方法等について、確かに今しばらく時間をいただきたいということを申し上げたことは事実でございます。

議員仰せのとおり、メディアに取上げられた他県等の状況等につきましては先ほどご紹介がございましたが、私どもの方も調査をして承知はいたしておりますが、本来のふるさと納税の趣旨から少し逸脱しているのではないかと、これはふるさとが、財政が大変状況になっているという中で始まったことからすると、他町村がやっているようなことをやるのが、本当にその趣旨に照らし合わせていいことかということで、全くやっていない自治体も数多くあることも承知をいたしております。昨年、総務省におきまして、ふるさと納税に関する

調査がそのために実施されているように伺っております。

その中で、クレジット決済等収納方法の多様化を図ることが効果的であるという調査結果は間違いなく出されております。これについては、早く対応すべきだということも再三話しをしてありますが、それも今検討中ということで、検討して早くやりたいとは言っておりますが、もう少しいろんな事をスピードアップすべきではないかということで、課長会でも申し上げているところでありますが、もう少し時間をいただきたいと思っております。

また、特産品等の送付につきましては、ある意味で地産地消にもつながるということも分かりますが、大体全国で5割程度が実施している状況で、後はされてない。この総務省の見解ですが、「問題はあるが、地方の良識に任せていくべきだ。」というように言われております。良識ある適切な対応が必要ではないかと私も考えているところであります。

本町におきましての状況は、現在調整中ですが、収納方法につきましては、寄付をなされる方々にとって利便性のあるものに改善していくべきだ、対応していくべきだと、今度は早急にやるように、私からも再三また声をかけていきたいと思っております。

それから特産品等に関しましては、生産者の方々に対しまして一部聞き取り調査を今行っているところでございまして、更なる調査をさせまして、本年中に決断を早い機会にさせたいと。

これほどいつも言われて、これでもかというくらい言われますと私も身が持てませんので、もう少し“早くやれ”“早くやれ”ということを示したいと約束をして、私の答弁に代えたいと思っております。

1番（西尾幸太郎）

クレジット決済、コンビニ決済も併せてですが、町の新年度予算にホームページの改修事業が入ってますので、それと足並みを揃えてやっていただけるものと思っておりますので、その分に関しては期待したいと思っております。

ただ、9月の時点でこのふるさと納税に関して一般質問させていただいたときから、現在までの間に一部の生産者の方に対して聞き取り調査を行っただけという、正直言葉汚いですけど中身の薄い答弁をいただいて非常に残念に思うと同時に、ふるさと納税の重要性に関してどれだけ認識しているのかという部分については、疑問を持たざるを得ません。

再質問を二点ほどさせていただきますが、まずは生産者に対しての一部聞き取り調査の詳しい具体的な内容説明をお願いしたいのと、もう一点、ふるさと納税に関しては、もちろん隠岐の島町に住んでいる方々も利用できるわけですが、隠岐の島町民が、ふるさと納税を活用

して他自治体に寄付している件数等に関しては把握しているのか、把握されている場合、件数と金額については是非お聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

番外（ 町長 松田和久 ）

西尾議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず一点目の、生産者にどういった聞き取り調査をしているのかということですが、我々としては、やる方向でやるとしたら、件数に対し、送るだけの生産物の調達ができるのかということで生産者へ調査をしているということです。ご指摘のあまりにも遅いではないかと言われれば返す言葉はありませんが、そういうことです。

次に、ふるさと納税を本町町民から他町村への納税については、これは計りようがないということでちょっと調査ができないということです。

1番（ 西尾幸太郎 ）

他の自治体に対する町民の納付状況は把握できないという答弁がありました。私の調べたところによると、東京都であるとか大阪府であるとか、ふるさと納税をされることによって税金の流出が行われるような自治体に関しては、どの程度流出が行われているのかという部分の数字が把握されているところであって、隠岐の島町が何故把握できないのか少々疑問に思います。

答弁の中に、「本来のふるさと納税の趣旨から一脱しているように感じている。」というような答弁もありましたが、今、隠岐の島町の町民の方がふるさと納税を活用されるというのは、私は否定するところではないのですが、例えば、隠岐の島町に対して寄付をされている金額が1月時点で300万円弱と聞いておりますが、隠岐の島町の町民がそれ以上の金額を他の都道府県へふるさと納税を活用して税金が流出してしまった場合、せっかく隠岐の島町のことを思って寄付していただいた方が、「隠岐の島町はふるさと納税に対して何も工夫してないのに、我々の寄付した金額以上の税金が他の都道府県へ流出してしまって馬鹿みたい。」という意見も出かねない状況であると思うので、ふるさと納税に関しては早急にてこ入れが必要だと私は考えます。

あと特典に関しても、若手生産者であるとか、若手の事業者が取扱う商品を積極的に特典に採用すれば、その方々の営業支援にもつながりますし、「隠岐の島町は若者の営業支援を行って頑張っているから応援してやろうか。」というふうに寄付者の方も思うと思うのです。そういう観点からしても、特典の工夫であるとか、今後クレジット決済等々、努力をしているということを見せていかななくてはいけないと思うところがありますが、町長はどうお考えで

しょうか。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたしますが、25年度は先ほど話がありましたが現時点で320万、総額2,069万8,000円で、これは我々としては大きな財源となってきておりまして、これは大変有効な方法だと考えて評価をしているところでありまして、これについて総務省とするならば、大変だからやっているのにそれをまた大枚な物をお贈りすることは受ける側がどういう気持ちで受けるか、大変だというからそうしているのに、こんなことをするのかというまた逆の評価があるんじゃないかと、そこで地方に委ねる、適正な方法でやってほしいと、あまり華美にならないようにということではないかと思えます。しかし、おっしゃるように隠岐の特産品を贈ってあげることによって、地元商品も少しでも消費が拡大できる利点もあるかと思ひまして、直ぐに検討してほしいということで担当課の方には伝えている状況であります。早急に対応するよう重ねて要請をして、方向を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、西尾幸太郎 議員の一般質問を終わります。

最後に、14番：池田信博 議員

14番（ 池 田 信 博 ）

通告とおり、一般質問をさせていただきます。

市街地商業施設ピアのことについてお伺いします。

ショッピングセンターピアは、売買により本土の事業者が所有することになりました。以前から経営が思わしくないと聞いておりましたが売却という形での清算は厳しい現実であります。購入した事業者が今後どのように事業展開するかはわかりません。地域で暮らす人たちは食料品等生活用品を購入する場所がなくなるという大きな不安を現実のものとして受け止めなければなりません。地下で商売をしている業者が2月末で営業を終了するとチラシで周知をした時点から不安をぶちまける人たちが多く、話し合いがなされた結果しばらく現状のままで営業していくと方向性が示されたということでもあります。

しかし、将来的にはあの場所での営業が続けられることはないように思われます。店舗から食料品等生活用品がなくなることになりはしないかと憂慮するところでもあります。そのようなことになれば近隣の住民にとっては今までのように買い物ができなくなり不便さを感じて生活をしなければならないこととなります。特に高齢者にとって不便さは計り知れないも

のがあると思います。本町の中心市街地で食料品等生活用品を販売する事業者がいなくなるということです。

安心して暮らせる環境を構築するのは住民自身の責任と安心の“まちづくり”を提唱している町長を先頭に関わる全ての人たちが一体となつてつくるものではないでしょうか。

先人たちの“まちづくり”も私たちが思う“まちづくり”も時代背景の違いはあっても変わるものではないと思います。西郷ショッピングセンターの地理的条件、構造物の経緯、年数、形状などからリフォームに相当な費用を要すると思われます。常識的に考えると現在より賃貸料を上げることが予想されます。従つて新たな事業者が出店することは困難になります。そこで、お伺いいたします。

隠岐の島町として、中心市街地から食料品等を販売する事業者いなくなることで影響を受ける住民に対する支援策は。

二つ目、公設のショッピングモールを設置して共同で起業する事業者を育成し、新たな雇用の場所の創出も可能となるような支援策を構築する考えは。

三つ目、島後周辺地域で生活している人たちに対する日常生活用品も含めた買物支援策の構築は。

最後に、島後青果物流通センターへの影響をどのように考えるか、お伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

池田信博議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、「市街地商業施設について」のご質問でございます。

一点目の「住民に対する支援策について」でございますが、まずは撤退を検討しているその業者に固執することなく、地域での食料品店確保に向け、商工会とともに努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。どうしても販売店が見込めない場合には、町として何らかの支援策を検討しなければならないかと思ひます。

このことにつきましても、買物弱者対策、西郷の町部だけではなく各集落、ここも店舗がなくなったという地域が出てきておりまして、買物弱者という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、そういう地域がたくさん出てきております。

そういったことも併せながら、この地域についてもどうしたらよいか支援策も含めて、検討させてまいりたいと思ひますが、検討委員会はできて検討はしてはおりますがペースがゆっくり、このあとまた課長会もやりますがもう少しスピードを上げて直ぐに対応できる、そのタイミングを逸してしまつたら駄目だということで対応をしていきたいと考えております。

二点目の「公設ショッピングモールの整備と起業者への支援策について」でございますが、安部大助議員のご質問で考え方をお示しさせていただきました。

本町といたしましては、旧市街地を日常の買い物ゾーンとしての位置付けではなく、宿泊・飲食・土産品エリア等として考えておりますので、現在のところ公設でのショッピングモールを整備する考えは今のところはありません。しかしながら、新たな起業者への支援策等につきましては検討する必要があるとこのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております

三点目の「町内全域での買い物支援策の構築について」でございますが、先ほど言いましたように現在担当課において検討委員会を設置し、検討を重ねているところでございます。

しかしながら、買い物弱者対策は交通弱者対策にもつながりますし、また独居老人対策にもつながってまいります。そのため総合的なアプローチが必要との判断から、課を横断し、島根大学も巻き込みながら、総合的な課題解決策の検討をすることと今いたしております。

具体的支援につきましては、新年度中に構築をし、早い時期にご報告を申し上げたいと、このようにと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、四点目の「島後青果物流通センターの影響について」のご質問がございましたが、関係者の方々に確認をしておりますが、平成23年11月からピア地下の業者との取り引きは行ってないそうでございまして、このことによる現段階での直接的な影響はないということだそうですのでお知らせをしておきたいと思っております。

14番(池田信博)

二点ほど再質問をさせていただきます。

まず一点目、支援策を検討しているということでございます。先ほどの他の議員からの質問に対して対応が遅いということで、町長が指示をしても課長さんたちが速やかに対応しないというように受け取ったのですが、現実問題として、しばらくをどの程度と理解するかは別にして、早急に対策を講ずるべきだと私は思います。

先ず、第一にあの地域のお年寄りが車社会で車を持たない手押し車を押して買い物に行く施設というのは、あの場所しかないわけです。もう1か所は、あの近くでは既に営業していないというようなことで、早急に何らかの支援を考えていくべきだということで、これはもう間髪入れずに具体的に結果を出して、結論を出してすべきだということであります。

流通センターへの影響は現時点ではないということでありますが、事業者がこの流通セン

ターからしか仕入れができないという業者の方がここに参加しているわけです。その人たちが撤退することによって、今あそこで、あの近くで商売をしている方たち、あるいは島後周辺の地域の人たちも含めて、あそこから仕入れをしているところがあるのです。

ここの経営が非常に苦しい状況にあるということで、直接影響はないと言いながらゆくゆくはここも何らかの清算をするような状況になりはしないかと。島後青果物流通センターは昭和55年ぐらいにできたそうですが、非常に負債が多くてなかなか思うようにいかないというようなことも聞いておりますので、このことも併せて支援するとかしないとかではなしに、やはり調査はしておくべきだと。万が一そういうことになれば、周辺地域はなおさら買物ができなくなるということでございますので、本土の他の業者からの仕入れは個々にはなかなかできにくい状況にあります。

やはり、大型ショッピングセンターなどでしたら自分のところのルートを通じて大型仕入れをして販売をしているということなのですが、小さい業者は箱単位、ケース単位でしか売ってもらえないと、2個、3個いるが何とかならないかと言っても1ダースとか、あるいは20個一度にとか、というふうにしか仕入れができない状況にあります。このようなことも含めて、細かい支援策を考えるべきだと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えをいたしますが、ピアの地下も3月末で引き上げるという話も伝わってきております。紆余曲折あったようですが、最終的には秋ではなくこの春にというように伺っております。商工会との協議がどの程度されているのか分かりませんが、私の耳にはそういうかたちで入っておりますので、早急に対応をする必要があるかと思えます。

ただ、もう一昨年から店がなくなって困っている人は町部だけではないのです。そのために検討委員会を作っています。その結論を早く出させながら歩調を合わせて弱者対策がいかにあるべきかを。

そういう状況で秋までが春までと短縮されるようになれば、これはもう“尻に火がついた状況”だということで対応させたいと思っております。

次に、青果物流通センターでございますが、この話は既に関係者から入っておりまして、今の流通センターの経営問題が云々と役場に言うわけではないが、隠岐の流通問題を後どうしたらいいか、そのことについて検討委員会を作ってほしいということで作りました。

しかし、その方が長期病気療養中で今、会議が開かれない状況であるということで検討が進んでいないということです。今の流通センターの経営問題で町がどうこうでなくて、新た

にこの島の物資の流通関係をどうするかということのを改めて議論をする場を作ってほしいということでそれは作ったのですが、今そういう状況であるということですのでお知らせをしておきたいと思います。

14番(池田信博)

再々質問というよりは、3月末で撤退するというのを町長は聞いていると、実は私もそう聞いております。悠長な考えではなく早急にやるということですのでそれはそれとして、流通センターは当初の設立目的、町も支援した経緯があると思います。あの土地も町有地だと伺っております。

今、経営がおかしくなっている状況で、私は、この際病気で検討が進んでいないということではなしに、町として農林水産課・観光課があるわけですから、島内の生産品を島外に出す、そういうことにもあのセンターは使える、当初はそういう目的もあったみたいですが、それが全然機能していないということでございますので、そういう機能をもたせるようなセンターにするのか、それは支援ではなしに町の考え方もたせるようなセンターにすべきだと思いますので、その辺りのことをもう一度、町長のお考えをお伺いいたします。

番外(町長松田和久)

島内産品の6次産業化もこれからは進めなくてはならない中で、隠岐で生産され隠岐で販売されようとしているものの島外出荷も含めて、やはり町としてはいろいろな対策を講じていかなくてはならないということも事実です。直接、消費拡大について定住対策課の方で窓口になってやってきております。農林の方でもやっておりますが、ただそれをいつまでも行政だけでというのは難しい問題もあります。そういう中で、今の青果物流通センターをどうこうということも含めながら、それはある意味で6次産業化に進めていく上でも大事なことがあるかと思っております。そういったことも含めて、検討会議で検討をさせていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

14番(池田信博)

それでは、二点目の質問をしたいと思ひます。

隠岐の島町庁舎整備についてお伺ひします。

平成24年度から耐震補強方法の検討が始まり、25年度補強計画策定完了、耐震方針検討、新築との比較検討を検討組織で検討しているという報告を受けております。平成26年度耐震補強ですのか新築ですのか方針を決定し、27年度実施設計、平成28年度事業着手と予定スケジュールが示されております。

耐震補強に要する費用は、現段階で約 8.8 億円、新築の場合約 12.7 億円の概算工事費が示されています。庁舎はふれあい部分を除き 47 年建設となっています。42 年が経過しています。建設当時から見ますと様々に環境が変わり島後 4 か町村が合併して隠岐の島町が誕生し 10 年を迎えようとしています。

地球規模での気象条件の変化、想定外の災害も発生している状況を見せつけられると、災害拠点の機能をもった庁舎はなくてはならないと思います。本庁舎現在地は河川敷に位置し狭隘で使い勝手の悪い場所です。豪雨によるものだけではなく海面上昇等による水害の危険性も秘めた場所でもあります。

庁舎整備は新築とし、建設場所も新たに設け、災害拠点施設としての機能を有するだけでなく、町のシンボルとなるような利用しやすい庁舎整備をするべきと考えるが町長のお考えをお伺いします。

二点目、庁舎整備をすることによる町の構造を変えるような新たな“まちづくり”で本町経済の活性化策を構築する考えはあるのかなのか、お伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「隠岐の島町庁舎整備について」のご質問にお答えいたします。

現在の本庁舎は、昭和 47 年に建設されました。私が入って数年経った昭和 47 年の 12 月 17 日に古い庁舎から移転をしてきております。そして、耐用年数も後 20 年程度なっております。また、老朽化による課題も生じておりました。平成 23 年度実施の耐震診断の結果でも耐震性の不足など、地震に対する危険性が指摘されているところであります。

昨年 10 月、庁内に「庁舎建設検討委員会」を設置いたしておりました。現庁舎に耐震補強して使っていくべきか、あるいは移転し新築するのがいいのか、現在検討を進めさせていただいているところであります。

本庁舎の耐震改修には、仮庁舎の建設等を含め多額の工事費用が必要となることが予想され、筋かいや柱が増加し事務室の狭隘化が一層進むことや、耐用年数のことを考慮いたしますと耐震改修費用を投じても将来的に町にとってどうか、また、地震対策が施されていないことから震災に即応すべきとき庁舎の直接被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥ることも想定しなければならないと思います。もし、この前のような震災があると、この場所は津波の心配も大いにある場所ではないでしょうか。

しかしながら、現段階では新庁舎の建設につきましては、まだ結論を出すに至っておりません。こういう状況を鑑み、町としての考え方をこれは慎重に検討する必要があります。旧

庁舎からここに来るときも、大きな地域問題に発展いたしております。十分に検討をいたしまして、26年度にはまとめていくべきだろうと考えております。その上で、議会の皆さんや町民の皆様方の意見を更にお伺いをし、財源的にも有利な方法で対応してまいりたいと考えております。

経済活性化対策と併せてというのは、もし移転新築ということになったときに、どのような構造でどこに造って、それが地域経済にどう影響をさせるかそういうことも包括的に考えるような対策が必要ではないかと考えておりますが、まだそこまでの話が煮詰まるような段階でございませんので、この程度でご理解を願いたいと思います。

14番(池田信博)

町長の今の答弁を聞いていたら私だけではなくに、聞いた方全員が耐震補強は駄目だと、新築で整備すべきだと言うようにしか聞こえないわけであります。理由もいろいろ述べられております。筋かいをやって狭くなるとか、耐震補強をしてもあと何年しか、と。ということとは、やはり新築で整備すべきということで、結論を早急に出して、場所も現在地での建て替えは無理だと思えます。常識的に考えて。だったら場所はどどこ、どこがいいと言うのでなしに、早急に場所も検討して答えを早く出した方が町の人たちも安心すると思えます。今、津波がきたら逃げる場所もないからということで、階段で上の方に上がるようなことをしても本当の危険対策にはならないと思えます。

やはり、町長がここで耐震補強してもこういう状況にあるんだということであるならば、検討委員会に対して町長自身のお考えも示しながら、私は町長自身のお考えを聞いているのですから検討委員会の検討結果を聞いているわけではありませんので。そこで町長の考えを示していただいて前へ進めるべきだと思います。

先ほど町長が答弁された中には、私が理解するには新築で整備すべきだと、ここではできないから移転新築だというふうにししか受け取れないわけでありますので、もう一度ご答弁をよろしくお願いいたします。

番外(町長松田和久)

お答えをいたします。平田議員のときでしたか「町の暴走」という言葉を聞いて私は大変ショックを受けておまして、少なくともこの問題は昔を知っておられる方はお分かりかと思いますが、ここに移転するときにも相当な混乱がありました。ですから、ここは慎重の上にも慎重を重ねて結論を出していくべきだと私は思っております。

検討委員会の意見を尊重しながら、更にパブリックコメント、こういったものを十分にと

りながら少なくとも47年の移転のようなそういった混乱を招かないように、きちんとした毅然とした体制で対応できるような方向をこれから出していくべきではないかと、このように思っております。

ただ、震災等考えますと、そういうことは想定外ということがもう認められません。そういう中でいかにあるべきかを、検討委員さんそのものの意見として出していただきながら方向を出していきたい。その段階で私としての思いも伝えることができるならありがたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

14番(池田信博)

47年にここに移ったときには、当時よく存じ上げてないですが、ここはそんなに拓けた所ではなかったと、市街地からこの場所に庁舎を移すということで相当な混乱があったということは聞いております。今度は違うのですよ、ここはもう駄目だと。河川敷でそういう心配もあるという中で、耐震補強するのか新築で整備するのかということで、町長、先ほど答弁でも耐震補強では駄目だと、まさにそのようなことをおっしゃったわけです。

検討委員会の協議結果は尊重するのは良いですが、だけど、もうこういうことが目に見えておるならば町長は自分の考えを、早急にこれは進めるべきだということで、検討委員会の結論を待つのではなく26年の途中でも結構ですよ、結論を出して新築整備を進めるべきだと思ひますので、最後に町長のお考えをもう一度お伺ひします。

番外(町長松田和久)

再々質問にお答えをいたしたいと思ひます。もう耐用年数のことを考えると、この際方向を出さなくてはいいけない。そして合併特例債が平成31年だそうですので、今の財政状況を考えましたら、合併特例債が利用できる期間に、私は何れにしても対応していかなくてはならないと考えております。

しかし、ご案内のように私の首もあと僅かになってまいりまして、私が在任中にはできるかどうか分かりません。その辺りがあるものですから、私が間違いなくそこまでやっているならきちんと方向を出して言えることかもしれませんが、あの野郎、とんでもないことを言ったもんだからと、あとからお叱りを受けるようなことがあってもいいけません。慎重に対応をさせていきたいと思ひます。

ただ、誰が考えても、想定外の災害ということはもう言われぬということになってますから、そうすると、物理的にも果たしてここでいいのかというのは、誰が判断してもお分かりではないかというようにも思ったりしております。そういったことが、検討委員会でも底

辺にあっての議論ですので、その辺りはもう非を見るより明らかではないかと私は思っていますが、まだ検討委員に検討してくださいと言っている最中に、私はこう思いますと言ってしまうと、また“やる気”をなくすようなことがあってはいけませんので、その辺りで少し皆さん方も、「恐らくこう思っているだろうなあ。」という想像で、ひとつご理解いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

議長（石田茂春）

以上で、池田信博 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日3月7日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 6 時 1 8 分 ）

以 下 余 白